

# 安保理決議1540における 輸出管理義務の国際実施 ——1540委員会の任務・構成・手続——

大 下 隼

## 第1章 問題の所在

### 第2章 確立期の1540委員会の任務

#### 第1節 活動の開始

- (1) 1540委員会の設立
- (2) 草創期の活動

#### 第2節 活動の展開

- (1) 任務の確立過程
- (2) 2009年総括

### 第3章 発展期の1540委員会の任務

#### 第1節 任務の発展

- (1) 発展期の任務
- (2) 発展期の活動

#### 第2節 総括の拡充

- (1) 2016年総括
- (2) 2021年総括に向けた活動

### 第4章 1540委員会の構成及び手続

#### 第1節 1540委員会の構成

- (1) 基本構成
- (2) 専門家グループ

#### 第2節 国際実施の手続

- (1) 1540委員会の手続
- (2) 非安保理理事国の招請手続

### 第5章 結 論

## 第1章 問題の所在

大量破壊兵器(以下、WMD)不拡散に関する主要な国際法文書は、核兵器不拡散条約(1968年)(以下、NPT)、生物兵器禁止条約(1972年)(以下、BWC)、化学兵器禁止条約(1993年)(以下、CWC)、およびそれらを補完する安保理決議1540(2004年)(以下、決議1540)である。3つのWMD関連条約は「国際の平和と安全」の維持を目指すものだが、具体的には「原状」(*status quo*)という法益保護を目的とする。ここでいう「原状」とは、NPTには「核兵器保有を認められた国以外」という限定がつくが、WMD保有者がこれ以上増加しない不拡散状態をいう。決議1540は、これら「原状」の保護を確実なものとする「追加的な効果的措置」を国連加盟国にとらせるようとするものである<sup>(1)</sup>。

上記目的達成の手段として近年重視されているのが、輸出管理である。輸出管理制度とは、兵器を取得する際の障害を設ける代表的な方策であり<sup>(2)</sup>、機微で重要な資機材・技術の国際的移転を規律するための枠組みをいう<sup>(3)</sup>。これにより、近年多発している通常の貿易経路を利用した、WMD開発等の目的でのWMD関連物資の入手を予防を目指すことになる<sup>(4)</sup>。

輸出管理の実施<sup>(5)</sup>について第一義的責任を有するのは国家であるが、国家は実施にあたって、安全保障と経済の両立や社会変動への対応、行政コストなど、難しい政策判断を要する課題に直面する<sup>(6)</sup>。当該課題の解決方法が輸出管理の規範内容に含まれていれば、国家はそれを参照して課題に取り組むことができる。しかし、輸出管理を柱として成立した決議1540でも、「適切で効果的な」輸出管理の確立・発展・再検討・維持、という極めて抽象的な文言の規定しかもたず(第3項(d))、この規定ぶりでは国家に効果的な形で遵守を行わせるには曖昧に過ぎると批判される<sup>(7)</sup>。この問題の解決において、決議1540の実施機関として設置された1540委員会による「解釈」や基準設定に言及する見解もあるが、その実現可能性は極めて低い<sup>(8)</sup><sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>。

この背景には、決議1540が「立法決議」であるという特有の事情がある<sup>(11)</sup>。決議1540は通常の安保理決議と異なり、「WMDの拡散」という具体的な対象を特定しない（target-neutral）抽象的事態を平和に対する脅威として認定しており、本来的には多数国間条約での対応が予定される問題を取り扱う。それゆえ、決議1540は条約締結プロセスを迂回した「立法決議」であるとの批判がなされた。具体的には、安保理が「立法」を行うのは正当性に欠けると同時に権限越域であり、加盟国の主権の侵害となる、などである<sup>(12)</sup>。このため、義務履行の客観的・具体的基準をトップダウンで設定することに対する忌避感はかなり強く、各国の輸出管理の具体的な実施方法は各国自身の主権的裁量に委ねなければ決議の成立すら危ぶまれた<sup>(13)</sup>。これに対応する形で、解釈権限や不遵守認定権限を1540委員会に付与できず、現在までその状況が継続してきている<sup>(14)</sup>。

「遵守」確保において重要とされてきたこれら権限が付与されていないにもかかわらず、1540委員会による国際実施への期待は決議採択時より高まっているのが現状である。そのため、これまで軍縮不拡散法の国際実施論の中核と考えられてきた「遵守」が、決議1540の国際実施においてはそれほど重視されていない可能性<sup>(15)</sup>がある。WMD関連条約上の「遵守」確保の柱となる検証措置が対象とする義務（たとえばNPT第2条）は違反があればただちに「原状」という法益が侵害・危殆化される可能性が高い一方、輸出管理義務の違反（たとえば、立法不作為など）はそうではないことから考えて<sup>(16)</sup>も、上記可能性は首肯できるはずである<sup>(17)</sup>。

そこで、本稿では、実施の基本的視座となる実施機関の組織、すなわち1540委員会の任務・構成・手続という国際機構法の基本問題に立ち返った分析を通じて、決議1540の国際実施における「遵守」の位置づけについて検討<sup>(18)</sup>するとともに、1540委員会の国際実施の特徴を明らかにすることとしたい。

## 第2章 確立期の1540委員会の任務

1540委員会は、国連憲章第29条にもとづき、安保理が自身の任務遂行に「必要」と認めた補助機関である<sup>(19)</sup>。本稿では、正当性問題を解消して自身の活動基盤を確固たるものとする2009年総括までを確立期(第2章)、新たな国際実施の段階に入って以降を発展期(第3章)として区分し、本章では確立期を取り上げ、1540委員会の活動実態を明らかにする。

### 第1節 活動の開始

#### (1) 1540委員会の設立

そもそも、国連憲章第7章の権限行使の目的は、平和に対する脅威等の事態を除去することにある。それゆえ、第7章のもとで採択された決議1540にもとづき1540委員会を設置したのであれば、その「必要」も当該目的との関係でみいだされる。そこでまず、決議1540の認定した平和に対する脅威の性格を確認したうえで、決議採択当初にあたえられた1540委員会の任務を明らかにしたい。

#### 1 安保理決議1540の目的と輸出管理

決議1540は、テロリストに限らず、WMD 拡散一般が「平和に対する脅威」を構成することを前提とし(前文第1項)、当該脅威への対処として、3つのWMD 関連条約に対する「追加的な効果的措置」をすべての国連加盟国に実施させることを目的としている(同第12項)。それゆえ、前述のとおり、決議1540に規定される諸義務は、WMD 関連条約が設定している「原状」という法益の保護を目的としているといえる。

では、決議1540第3項(d)上の輸出管理義務は、「原状」の保護にとって、どのような意味を持つだろうか。決議の前文では、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段を非国家主体が取得・開発・運搬・使用するリスク、すなわち「原状」を損ねるリスクに深刻な懸念が表明され

る（前文第8項）。そして、このリスクを高めてしまうWMD関連物資の不正取引（illicit trafficking）<sup>(20)</sup>の脅威に対しても深刻な懸念が表明される（同第9項）。この不正取引を防ぐ手段が、第3項（d）上の輸出管理義務といえる。ただし、リスクの本質は不確実性であり、起こりうる将来の可能性を示したものに過ぎない<sup>(21)</sup>。したがって、決議上の輸出管理義務は、「原状」を直接保護するというより、「原状」の保護を実効的ならしめる「予防状態の継続」を目的としていると考えられる<sup>(22)</sup>。他方で、不正取引がまったく発生しない「ゼロ・トレランス」の達成には大変な困難が伴う<sup>(23)</sup>。というのも、輸出管理は厳しくすればするほど不正取引を抑止・発見する可能性は高まるものの、安全保障と並んで重要な国家目標である経済をとくに損ねてしまうことになる<sup>(24)</sup>と同時に、多大なる行政資源が必要となってしまうからである。それゆえ、「適切で効果的な」管理とは、法益侵害リスクの現実化の予防を基本目的とし、当該目的を含めた諸要素を総合的に勘案して国家が定める管理である<sup>(25)</sup>と考えるのが適当であろう。

このように、決議採択当初の輸出管理規範の国内実施の方法は国家に決定権が委ねられると同時に、後の実行に規範内容の発展が委ねられたといえる。そこで次に、決議採択当初の1540委員会の任務を分析することで、規範内容との関係で持ちえる任務が委員会に付与されていたかを分析する。

## 2 1540委員会の基本任務

決議1540の国際実施の規定である第4項および第11項は、下記のように規定する。

第4項 …… 2年を超えない期間の間、すべての同理事会理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、この委員会が、適当な場合には他の専門的意見も求めつつ、この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討（examination）のために同理事会に対して報告することを決定するとともに、この目的のため、国に対し、この決議の採択から6ヵ月以内に、この決議の実施のためにとった又はとろうとする措置に関

する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。

第11項 この決議の実施を緊密に監督し(closely monitor)、適当な段階で、この目的のために必要とされるさらなる決定(further decisions)を行う意図を表明する。

これら規定から、安保理が想定する国際実施は「緊密な監督」であり、決議採択段階での「緊密な監督」のための決定が第4項であることがわかる。それゆえ1540委員会は、「緊密な監督」のために必要な機関として設置されたといえる。

第11項にいう「緊密な監督」とは、第4項とあわせ読むと、第1段階として加盟国が自身の実施状況に関わる国家報告書を決議採択から半年以内に提出し、第2段階として1540委員会がその情報にもとづいて2年以内に安保理に履行状況を報告し、第3段階として安保理がその報告にもとづいて「検討」を行う、という3段階構成となっている。そのため、国家報告などによって情報収集を行い、安保理に履行状況を報告する役割を1540委員会にあてることで、安保理による履行状況の把握・検討が「緊密な監督」の具体的な意味として考えられていたといえよう。この3段階を経て「適当な段階」に至った時、安保理は「緊密な監督」のための「さらなる決定」を行うこととされた。これらをまとめると、表1-1のようになる。

ここにも表れているように、1540委員会の任務および国際実施は極めて限定的ものとなっていた。前述の批判のために、可能な限り多くの国々から支持を得なければ、決議1540は無視される結果となりかねない状況<sup>(26)</sup>だった。そこで、安保理内で全会一致が目指されたのであるが、当時非常任理事国であ

表1-1 安保理決議1540の採択段階の国際実施

加盟国	1540委員会	安保理	
第1段階	第2段階	第3段階	適当な段階
1540委員会への国家報告	安保理への履行状況に関する報告	履行状況の検討	緊密な監督のためのさらなる決定

ったパキスタンが強い反対をしていた。パキスタンは当初、仮に決議を採択しても補助機関の設置は必要ない（unnecessary）との見解を示しており、<sup>(27)</sup>交渉が難航していた。パキスタンを説得するには、任務規定を可能な限り明確かつ限定的にして、規範の解釈などの国家主権に触れるような任務遂行の余地を許さないようにせざるをえなかったのであった。<sup>(28)</sup>

加えて、1540委員会の活動期は2年に限定され、安保理による「さらなる決定」如何によっては、活動終了となる可能性も十分にあった。<sup>(29)</sup>また、パキスタンは説得できたものの、「立法」決議であるとの批判はもちろん、WMD 拡散問題が最終的に武力行使へとつながったイラク戦争の直後であったというタイミングの問題や、200以上の義務が課されるという負担の大きさなどから、すべての加盟国が決議1540の実施に積極的となることはあまり期待できなかったといっ<sup>(30)</sup>てよい。こうした困難な状況に向き合いながら、1540委員会は安保理の補助機関としてどのように任務を遂行していったのだろうか。

## （２）草創期の活動

### １ 任務の解釈

1540委員会は、2004年6月に活動を開始してから作業指針を採択し、安保理への履行状況の報告任務を具体化している。作業指針2(b)は決議第4項における報告任務を確認しているが、作業指針2(c)は1540委員会が国家報告書を受理するだけでなく、一定の検討を行うことを明示している。これらを踏まえて作成された作業計画では、1. 国家報告の受理・検討、2. 国家報告の促進、3. 技術援助の促進、<sup>(31)</sup>4. 他の国際機関との協力、5. 透明性の確保、の5つが主要作業とされた（表2）。<sup>(32)</sup>

国家報告の受理を除けば、上記作業は決議に明文で規定されていないものの、いずれも安保理への報告任務から派生すると考えられる。そのため、1540委員会としても、安保理への報告を行うにあたり最も重要となる検討作業こそが、任務遂行における焦点となっていることが分かるであろう。そこ

表2 第1期作業計画における1540委員会の作業

作業項目	具体的な活動
1. 国家報告の受理・検討	国家報告の受理だけでなく、検討を行うことで履行状況を整理して勧告まで含めた安保理への報告書を作成し、安保理による検討をより充実したものとする。
2. 国家報告の促進	安保理への報告の内容を充実させるためには、各国の履行に関する情報を可能な限り多く集めなければならず、そのため、決議1540の内容の認知度向上に努めた（たとえば、加盟国へのブリーフィングや国家報告指針の作成など）。
3. 技術援助の促進	国家報告書のなかには履行援助の要請・提供の意思表示が含まれているものがあり、援助促進作業がそこから派生していった。ただし、1540委員会自身は援助を提供する権限も資源もなく、援助提供国と援助要請国の間を仲介する役割しか基本的には持ち合わせていない。
4. 他の国際機関との協力	「適当な場合には他の専門的意見も求め」とする第4項の文言にもとづき、国家の履行状況の検討の際には国際原子力機関（以下、IAEA）や化学兵器禁止機関（以下、OPCW）などのWMD関連条約の実施機関から各国の国内法に関する情報提供を受けることで、検討にあたっての情報の質を高めようとした。
5. 透明性の確保	決議1540の正当性問題は、実施や報告書の作成に対する加盟国の協力を得られるか否かを定める重要な問題である。正当性問題の解消のためには、可能な限り多くの国の見解を1540委員会の活動に反映させることが重要であるため、利害関係のある国連加盟国や関連国際機構に対する定期的な活動報告を行うことなどが想定された。

で次に、検討作業を中心に実際の作業の展開を分析したい。

## 2 作業の展開

検討作業では、対照表（matrices）が用いられた。対照表とは決議の各条項で求められる要素を列挙した表で、1ヵ国につき1つ用意された（当時は191ヵ国、現在は193ヵ国）。国家報告を中心に、IAEAやOPCWからの情報や政府の公式ウェブサイトにも依拠しながら、当該国の国内法に各要素があることを示す情報があるかを1つ1つ判断していき、要素ごとに国の数を提示することが目指された（数量的評価）<sup>(33)</sup>。他方で、各国の特定の国内法がどの程度「効果的」かについての質的な判断は行われていない。

対照表において輸出管理の中核となる要素は、許可制度である。許可制度とは、不正取引を防止することを目的として、国内当局の許可がない限り輸出等を禁止する制度である<sup>(34)</sup>。本制度により、許可申請された輸出等が



WMD 拡散に資するか否か、またそのリスクがどの程度かを見極め、WMD 関連物資の流通を規制することができる。この許可基準の厳格さや担当行政官によるチェックの度合いなどの運用状況により、その国の輸出管理の実効性は変わってくるため、国内法の存在だけで脅威の除去は保証されない。それだけでなく、国家報告に記載される情報の正しさを検証する仕組みが存在しない<sup>(35)</sup>。このように、1540委員会による国家報告の検討は「適切性」の観点から加盟国の主権的裁量に配慮しており、一定の水準を定めてその国の遵守・不遵守や実効性を判断するものではなかった。

他方で、1540委員会は国家の主権的裁量を全面的に容認したわけではない。たとえば国家報告書の未提出国のなかには、WMD および WMD 関連物資を保有していないことから報告事項がないと考える国が一定数存在していたが、1540委員会は「すべての国による完全な実施」(full implementation by all states) が必要である旨をそれら国々に積極的に説き、報告を促した。その根拠は、迂回輸出の経由地や違法な活動への資金提供、WMD 関連物資取引の仲介拠点として領域を利用されるリスクはすべての国がもつという前提認識にあった<sup>(36)</sup>。そのため、報告を促すための未報告国への書簡送付、決議1540の実施に関するセミナーへの議長派遣、ウェブサイトの作成などを通じて報告書の提出を要請しつつ、これまで輸出管理にまったくなじみのない国に対しても規範内容の認知に取り組んだ<sup>(37)</sup>。

しかし、期限（2004年10月28日）までに国家報告書を提出した国は58ヵ国と全加盟国の3分の1にも満たなかったばかりか、1540委員会の活動期限（2006年4月27日）までに国家報告書を提出した国すら129ヵ国にとどまり、「履行状況」の全体像を把握できるほどの情報が集まったとは到底いえなかった<sup>(38)</sup>。このことは、決議1540の正当性に対する疑義が未だに強く残っている証左でもあった<sup>(39)</sup>。

次節では、安保理への報告とともに2年の活動期間を終えた1540委員会が、安保理による「さらなる決定」にもとづいて次の段階に踏み出し、正当

性問題を解消していく過程を明らかにしていきたい。

## 第2節 活動の展開

### (1) 任務の確立過程

#### 1 2006年報告書

2006年報告書は、決議1540第4項に規定される安保理への「履行状況に関する報告」である。構成は、I. 導入、II. 作業の組織、III. 報告および国家報告書の検討、IV. 立法データベース、V. 履行の状況、VI. アウトリーチ活動と援助、VII. 協力、VIII. 透明性、IX. 結論および勧告、となっているが、報告内容としてはV. 履行の状況が中心となる。

輸出管理については、①対照表を通じて、各国の輸出管理義務の履行状況を項目ごとに数値化したこと<sup>(40)</sup>、②輸出許可制度が導入されている国もあれば、輸出許可制度の代わりにWMD関連物資の製造・取引をする企業に絞って管理を行う国もあるなど、各国の国内法が有している傾向<sup>(41)</sup>、などが示された。このように、「履行状況」とは国内法の有無やその内容の傾向として理解されている。

また、「履行状況に関する報告」は、履行状況そのものだけでなく、勧告まで含むと解釈された。なかでも、IX. 結論および勧告で述べられている1540委員会の活動期限の2年間延長の勧告が最も重要である<sup>(42)</sup>。2004年の決議採択の段階で1540委員会の活動期限には様々な見解があったが、2006年報告書によって延長が勧告された理由は、「すべての国による完全な実施」のためには、長期にわたる継続的な監督の努力を要すると考えられたことにある。「すべての国による完全な実施」が決議の実効性を担保するにもかかわらず<sup>(43)</sup>、収集した情報の量が不十分であるだけでなく、提出された報告にも情報の欠落や不備が見られるという情報の質に対する懸念があった<sup>(44)</sup>。後者については、たとえば核の闇市場に利用されたマレーシアやアラブ首長国連邦の報告は、極めて不十分であった<sup>(45)</sup>。このような状況下では、1540委員会の任務

は2年間で達成することは到底できないと考えられたのである。

2006年報告書を受けて、安保理は決議1673を採択した。本決議は、1540委員会の任務を2年間延長し（第4項）、1540委員会の中核的な任務を「すべての国による完全な決議の実施を促進する努力を強化すること」と規定した（第5項）。その具体的な作業として履行に関する情報の整理（compilation）、アウトリーチ、対話、援助、協力の5つを指定した（第5項）。これによって、これまで1540委員会が自身の任務の解釈によって行ってきた作業内容が成文化されることとなった。

他方で、安保理への報告については、「実施状況に関する」（on implementation）報告から「遵守に関する」（on compliance）報告へと文言が変化した（第6項）。報告に必要な情報収集のために、国家報告書の未提出国には第一国家報告書（第2項）、既に報告書を提出した国には追加報告書の提出を要請した（第3項）。

## 2 安保理決議1673にもとづく活動

決議1673を受けて作成された第5期作業計画は、上記作業内容の5つを表3のように履行状況の把握と履行促進のための諸活動という形で分類し直して作業を進めていき、決議の完全な実施の達成についての議論を深めていった。<sup>(46)</sup>この時期の1540委員会は、とくに援助活動やアウトリーチ活動を通じた規範内容の認知度向上、実施および国家報告の促進によって、検討材料となる情報を増やすことに注力していた。ただ、国家報告の提出国は2006年報告書の段階と比較して26ヵ国増えて155ヵ国となったが、通知した対照表に返答した国の数は103ヵ国にとどまり、<sup>(47)</sup>履行状況全体の把握はまだまだ困難な状況であった。

この期間の活動を踏まえて作成されたのが、2008年報告書である。2008年報告書は2006年報告書の構成を基本的に踏襲し、国家報告の進展状況や情報の整理、対照表を基準とした遵守状況、履行促進措置の具体的な内容について説明され、結論と勧告が出された。輸出管理の部分では技術取引や通過・

表3 決議1673以降の作業計画における1540委員会の作業

作業の分類	作業項目	具体的な活動 <sup>(48)</sup>
履行状況の把握	1. 国家報告の促進	追加情報を記載した国家報告の提出促進も含む。1540委員会が評価した対照表をその国に送付し、当該国の国内法の欠落や不足した情報を加盟国に伝達した。
	2. 情報の整理 (国家報告の受理・検討)	まずは情報収集に集中して、徐々に検討作業に重心を移していった。
履行促進のための諸活動	3. アウトリーチ活動	2006年に南米、2007年にアフリカで開催した、国連軍縮事務局主催の地域講習会など。
	4. 技術援助の促進	アウトリーチ活動の場において、諸国に援助を呼びかけ、委員会内でも議論を重ねた。
	5. 他の国際機関との協力	対抗テロ委員会やIAEAやOPCWとの協力関係を構築した。
	6. 透明性の確保	ウェブサイトの作成や議長ブリーフを行った。

積換管理の説明が増えたものの、その内容は①各要素を国内法に持つ国の数、②それら国内法の立法趣旨など、事実の指摘にとどまる。そのため、決議1673における「遵守に関する」報告は、結果としては決議1540第4項における「実施状況に関する」報告とほぼ同じものとなった。新しく加わった「経験の共有」という節でも、得られた経験については一般的な表現にとどめつつ、ある国の国内実施が劣っているとの印象をあたえかねない「ベスト・プラクティス」等の用語も使用していない<sup>(50)</sup>。このような些末に思える用語法にも注意を払うほど、1540委員会は慎重に行動をしていたのである<sup>(51)</sup>。

時期を同じくして採択された決議1810は、履行状況の改善を指摘したうえで、決議1673の内容を踏襲しつつ、1540委員会の活動期間を3年間延長し(第6項)、活動期限内での遵守に関する報告任務を再び課した(第14項)。また、援助や協力に関する活動内容の具体化、国連内外におけるより緊密な協力を通じたアウトリーチ活動の実施などの決定を行った(第11項)。このように、安保理としても決議1673にもとづく1540委員会の活動の方向性を維持して、より発展させていこうとしていた。

他方で、新たに決議1810で加わったのが、決議の履行状況の総括

(comprehensive review) 報告の提出である（第8項）。その内容は明確には述べられていないが、後述のように、総括は1540委員会の作業の成否を左右する重要な役割を担うことになる。そこで次に、2009年総括の具体的な過程をたどっていく。

## （2）2009年総括

### 1 総括報告書の特徴

総括に関する検討の結果は2009年1月31日までに通知されることとなっていたが、なされた通知は総括作業部会の設置にとどまった<sup>(52)</sup>。当該報告を踏まえて作成された第8期作業計画は、これまでの作業をさらに精緻化・整序した一方（四部会制については後述）、2011年報告書の作成に向けた活動指針を定め、総括については本作業計画の期間中（2010年1月31日まで）での完了を目指し、総括の方式について2月中に合意するとしている<sup>(53)</sup>。その後合意された総括の方式は、表4のとおりである<sup>(54)</sup>。参加者の部分に特に表れているように、2009年総括の趣旨は、1540委員会・加盟国間の対話の場を設け、決議1540の実施の実効性を高めるための指針作成にあった。

総括の結果採択されたのが、2009年総括報告書である。本文書は、①情報収集能力、②効率的で実効的な作業実践、③援助の促進方法、④国際機構と

表4 2009年総括の方式

総括の主要目的	1. リスクと脅威の変遷の評価 2. 解決されていない重要問題の議論 3. 決議の実施に関する新たな取組み方の特定
日程	2009年9月30日～2009年10月2日の3日間
参加者	全国連加盟国、IAEA や OPCW などの関連国際機構 (招請に応じた場合に参加)
位置づけ	2008年報告書の補完
議題	1. 決議1540の現実の影響 2. 対照表などのひな型の検討 3. 履行状況 4. 地域ごとの履行 5. 適切な場合には、個人への影響

の協力、⑤アウトリーチ、の5つの節に分かれており、それぞれに「鍵となる所見および勧告」が付されている。<sup>(55)</sup> 内容としては、1540委員会の活動方法の改善や協力関係のあり方を勧告する一方で、規範内容への言及が見られる。たとえば、事前防止(第12項)、実施および執行措置における法の支配、適正手続の基準および人権の保護の厳格な尊重(第30項)が挙げられる。<sup>(56)</sup>

注意すべきは、ここで示された履行方法は、文言の解釈の結果として示されたわけではないことである。第12項は1540委員会による情報収集の内容を示したにすぎず、国家に事前防止を求めたわけではない。また、第30項は一部の国が法の支配等の重要性を強調したという事実を述べたに過ぎない。後者については、2009年総括における議論の過程で、「効果的な」の解釈に法の支配の尊重等を含めるべきであるとの見解が主張された際、ロシアや中国の強い反対にあったために、1540委員会として解釈を行えるような状況にはまっただくなかった点を想起すべきであろう。<sup>(57)</sup>

ただし、解釈を行うことは避けられているとはいえ、1540委員会・加盟国間での議論にもとづいて、間接的にでも1540委員会の報告書内に規範内容に関わる部分が出現したという点で、2009年総括はこれまでの1540委員会の活動とは異なるインパクトがあったものといえよう。それが可能となったのは、総括において多くの国々を招請して広く意見を募り、実施に関する対話を行うという手続を踏んだためといえる。この点も踏まえながら、2009年総括報告書は、理事国以外の国連加盟国が総括過程に参加することを諸国が歓迎していることに言及している(第31項)。

## 2 正当性問題の解消

もう一つ、2009年総括の重要な点として挙げられるのは、決議1540の正当性問題が解消されたことと1540委員会の議長が自ら宣言するに至ったことである。<sup>(58)</sup> 1540委員会の活動にとっての最大の壁であった正当性問題を乗り越えられた意義は大きいといえる。1540委員会が国家主権に最大限配慮してきたことに加えて、総括討議などを通じて透明性を可能な限り確保した活動を展開

したことが、功を奏したといえよう。<sup>(59)</sup>

ただし、正当性問題の解消は、1540委員会に規範の解釈権や不遵守認定権を直ちにあたえるものではなかった。各国が過度に決議1540・1540委員会に警戒する状況ではなくなり、受容可能性の敷居が通常状態に戻っただけであるともいえる。それゆえ、次に採択される安保理決議で1540委員会の任務が劇的に変化することはなく、これまでの活動の路線を大幅に継承しつつ、部分的に新たに活動を追加するという形での穏当な発展が予想される。規範の解釈については、各国の主権的裁量を尊重するためにも、これまでの路線を継承して引き続き慎重に避けられていくことになる可能性が高いであろう。しかし、だからといって1540委員会が規範内容にほとんど踏み込めない状況が続くとすれば、いつまでも規範内容の発展は見込めず、決議の実効性が損なわれてしまうことにもなりかねない。このジレンマをいかに解消していくかが、1540委員会の有用性を測る1つの試金石となろう。

次章では、正当性というハンデを負わなくなって以降の1540委員会の活動を発展期として位置づけ、そのなかで規範内容との関係で1540委員会が果たしてきた現実の役割を明らかにしていきたい。

### 第3章 発展期の1540委員会の任務

#### 第1節 任務の発展

2009年総括報告が採択されたのち、2011年報告書に向けた活動が第9期作業計画のもとで進められた。<sup>(60)</sup> 本作業計画は、主要な5つの活動分野（2009年総括の反映、実施に関する知識の増加、アウトリーチ・援助、他の国際機構・機関との協力、資金的問題）につき、第8期作業計画で試験的に採用された四部会制（監督・国内実施作業部会、援助作業部会、協力部会、透明性・広報作業部会）を正式に採用して作業を進めていくという指針が示された。<sup>(61)</sup> 以下では、決議1810を受けて作成された2011年報告書と、安保理決議1977によって更新された1540委員会の任務と活動の展開をみていく。

## (1) 発展期の任務

### 1 2011年報告書

2011年報告書は、過去の報告書と比較して大きな構成の変更はなく、これまでと同様、履行状況の改善が指摘され、1540委員会の活動継続の必要性が勧告された<sup>(62)</sup>。他方で、個別の項目の内容には一定の変化がみられる。輸出管理についていえば、「汎用品貿易に対する効果的な輸出管理措置は、非国家主体による汎用品の転用や不正な取得のリスクを最小化する」としたうえで、<sup>(63)</sup>関連物資の管理を行うための有効なアプローチとしてリスク管理(risk management)を採用した国が存在したと述べられる<sup>(64)</sup>。加えて、技術移転に関する記述が増加している。伝統的な輸出管理は物理的に国境を超えるWMD関連物資の流れを対象としていたが、メールでの電子データの送信などの無形移転(intangible transfers)や領域内での外国人への技術移転(いわゆる「みなし輸出」: deemed exports)などの新たな形態の技術移転が問題視されるようになり、<sup>(65)</sup>既存の輸出管理制度に技術移転管理を組み込んだ国がいたことが説明された。<sup>(66)</sup>

ここには、「効果的な」輸出管理を行うには「リスク」が鍵となり、取引手段の多様化やWMD関連技術の発展などのリスク環境の変化が、「適切で効果的な」輸出管理の規範の実施において重要となるという理解が表れている。このような形で輸出管理規範の発展の方向性が示唆されている点で、発展期への移行期に出された2011年報告書は確立期の活動の集大成であると同時に、活動の飛躍を予想させるものであったといえよう。<sup>(67)</sup>

ただし、国家の履行状況は、芳しいものではなかった。2008年報告書からの3年間で13ヵ国の新たな国家報告を受け取り、第一国家報告書を提出したのが合計168ヵ国となった。しかし、これは裏を返せば、活動開始から7年経過して正当性が解消されても、未だに20ヵ国以上がスタート地点である国家報告書の提出すらできていないことになる。<sup>(68)</sup>また、報告内容が誇張されている可能性も十分にあり、仮に国家報告の内容が真実でも「すべての国によ



る完全な実施」という目標からは程遠い状況にあった。<sup>(70)</sup>そのため、国家報告提出を中心とする履行促進を引き続き1540委員会の任務とすべきことが勧告<sup>(71)</sup>された。

## 2 安保理決議1977

時期を同じくして新たに採択された決議1977には、これまでの決議とは異なる要素が数多く含まれていた。その筆頭が、リスク環境への言及である。基本的なリスク認識については引き続き非国家主体がWMDを取得、開発、運搬、使用するリスクに重大な懸念が表明され（前文第5項）、不正取引に対抗する国際協力が求められるとされた（前文第8項）。これに加えて、決議1977は、2011年報告書でも言及された技術の無形移転を管理するには既存の輸出管理制度を強化する必要があることに言及し（前文第10項）、リスク環境の変化への対応が輸出管理規範の実施において必要となるという理解を示したのである。

また、1540委員会の任務については、活動基盤をより強固なものとする規定や、活動範囲を画する際の指針となる規定が多く含まれていた。たとえば、決議1673・1810と同様、履行促進を中核任務とすることが確認されたが、新たな文言として付加されたのが、実施状況に関する情報の「一般的検討」（general examination）である（第9項）。これまでも任務の解釈にもとづいて一般的検討は行われているため、この規定は確認的なものにすぎない。しかし、裏からいえば、「特定の」国家の輸出管理の遵守・不遵守の評価権が1540委員会にはあたえられないということが含意されており、正当性問題が解消されたからといって、1540委員会が不遵守認定を行うことはできないとの釘を刺す格好となった。

さらに、活動期限が10年間延長され、2021年4月25日までとされた（第2項）。過去の決議を踏襲して2年・3年という短期間での更新としなかったのは、「すべての国による完全な決議の実施」（第1項）を目指すためには、より長期にわたる計画的な活動が必要であると認識されたためであった。<sup>(72)</sup>

の計画的な活動の中心的要素が、総括・年次報告書方式である。決議1977では、5年毎の総括の実施を決定すると同時に(第3項)、年次報告の提出を1540委員会に要請している(第9項)。ここでは2009年総括のように総括が報告書を補完するという関係性は採用されず、これまでと同様の1540委員会の報告書を1年ごとに積み重ねつつ、5年ごとに安保理理事国ではない国連加盟国も対話のために招請して総括を行うという、さらに発展した国際実施サイクルが予定されたのである。

ただし、正当性問題の解消により1540委員会への警戒感はかなり軽減されたとはいえず、<sup>(73)</sup>1540委員会がなんらの留保なく受け容れられているわけではない点には注意が必要である。上記第9項の規定はもちろん、10年間の活動期限の延長は、これまでのように短期間の更新を主張する立場と1540委員会を常設機関とする立場の妥協として選択されたものであり、1540委員会の活動<sup>(74)</sup>期限を長期にわたって延長することへの抵抗は継続していたのである。

## (2) 発展期の活動

### 1 新対照表による評価作業

決議1977を受けて、1540委員会は第10期作業計画を作成し、これまでの活動をより緻密化・整序した活動指針を立てた。具体的には、四部会制を維持しつつ、4つの作業部会の担当分野(監督・国内実施、援助、協力、<sup>(75)</sup>透明性・広報)に財政・資源問題を加えたものを主要な5つの活動分野とした。これは、基本的な作業方式として現在まで維持されているため、1540委員会の作業方式の到達点とも呼べるものであった。

実際の作業過程に入ると、年次報告書は毎年作成され、具体的な国家の名前を挙げた履行状況の進展が記載されるなど、報告内容がより具体化された。<sup>(76)</sup>また、対照表のひな型の改善、それに伴うすべての国の対照表の再検討に取り組んだ。新たな対照表のひな型は、輸出管理の項目自体に変更はなかった一方、これまででは別々の表となっていた核兵器・化学兵器・生物兵器を1つの表にまとめて、より簡素化された点に特徴がある。これにより、1540

委員会にとっても国家の側からも利用しやすいものとした<sup>(77)</sup>。また、評価方法は、「×」、「?」、空欄が用いられている。「×」は当該項目に関する実施が進展しているか、実際に立法・執行を行っている証拠があることを、「?」は決議の要求と国家が報告書等で国内実施措置として言及する措置とを照合した結果、両者に直接の関連がないか不十分であることを、空欄は判断に必要な十分な情報がないことを、それぞれ意味する。これら評価は遵守やその程度を判断するものではなく、1540委員会が情報の整理と一般的検討の範囲内で対照表を用い、履行促進につなげていくためのものである<sup>(78)</sup>。

この新たな対照表にもとづき、1540委員会は、すべての国の対照表の再検討を行った後、当該国へ送付し、自国の法実践を精査する要請を行った。国家から再度の検討要請があった場合には1540委員会側でさらなる検討が行われた。この過程を経て、全国連加盟国の対照表が1540委員会のウェブサイト<sup>(79)</sup>に公開された。たとえば日本が自身で精査して1540委員会に送付した対照表では通過管理の部分が「×」とされていたのが、1540委員会の検討を通じて<sup>(80)</sup>「?」に変更されてウェブサイトに公開されるなど、国家の主張が全面的に認められたわけではない<sup>(81)</sup>。ここには、対照表を使って国家と対話しようという1540委員会の意識が表れている<sup>(82)</sup>。こうして1540委員会は、2016年総括における遵守に関する分析の基礎を固めていった。

## 2 リスク環境の変化

この時期の重要な議題は、2011年報告書でも言及されたリスク環境の変化である。その中心となったのは、①シリア内戦における化学兵器の使用、②新たな科学技術の登場である。

シリア内戦では断続的に化学兵器が使用される事態が発生し、シリア政府が使用したのか、それとも反政府軍などの非国家主体が使用したのかが問題となったため<sup>(83)</sup>、決議1540も関連法規として議論の対象となった。関連安保理決議では、安保理が必要な措置をとるために、化学兵器に関する決議1540の「違反」(violation)を知った際には国家は即座に安保理に通報しなければ

ならないことが決定された(たとえば、決議2118第14項)。ここで通報先が1540委員会ではなく安保理となっているのは、特定の事態に関して検討を行う権限を1540委員会が持ち合わせていないためだと考えられる<sup>(84)</sup>。

それにもかかわらず、シリアの事態は1540委員会の議論に大きな影響をあたえた。2014年に開催された決議1540採択10周年安保理会合や議長ブリーフなどにおいて、シリア内戦における化学兵器問題にたびたび言及があった<sup>(85)</sup>。このことは、シリアでの非国家主体による化学兵器の取得・使用のリスクの高まりへの危機感を示している。これら議論を経た結果、1540委員会は、「テロリズムの発展的性格」という一般化したフレーズで上記のリスク環境の変化を表現し、それに応じて実施を行うべきことを強調するようになった<sup>(86)</sup>。

次に、新たな科学技術の登場については、たとえば、3-Dプリンターによる核兵器開発に必要な品目の開発・製造や、合成生物学による新生物兵器の開発、ダーク・ウェブによる発見されにくいウェブ上の違法な取引市場、WMD運搬手段としての無人機の使用などが問題視された<sup>(87)</sup>。1540委員会としても、これら科学技術の登場をリスク環境の変化と理解して、それが決議1540の輸出管理の実施に影響をあたえるとの認識を持ち始めていた<sup>(88)</sup>。

ただし、リスクを強調すると、1540委員会がこれまで掲げてきた「すべての国による完全な実施」という目標設定と齟齬をきたす可能性がある。というのも、国によってWMD関連物資とのかかわり方は全く異なるため、その国ごとのリスクに着目してその国特有のリスクの低減に必要な義務のみを履行させれば足りる、という見解も成り立つからである<sup>(89)</sup>。それゆえ、1540委員会は目標設定について再考を迫られることとなり、2016年総括で新たな見解を示すことになった。

## 第2節 総括の拡充

### (1) 2016年総括

#### 1 2016年総括報告書の作成過程

2016年総括方針は、2015年4月に表5のように定められた。成果物として予定される最終報告書は、適切な場合には特定の勧告を含むこととされており、<sup>(90)</sup>議論状況次第では規範内容に関する見解を最終報告に含む可能性が示されていたといえる。

公開の議論は、2009年総括では3日間で行われたのとは異なり、準備期間も含めれば、2015年から1年以上の時間をかけて計画的に行われた。具体的には、1540委員会によるアウトリーチ活動をはじめ、2016年5月にはマドリード会議、6月には総括本会議、8月にはさらなる議論のための安保理の特別会合が開かれた。これら会合には全加盟国を含む広範な関係当事者が招請され、可能な限り広く見解を取り入れる形で、総括作業を展開していった。<sup>(91)</sup>その結果作成されたのが、2016年12月9日に採択された、2016年総括報告書である。

## 2 2016年総括報告書

2016年総括報告書は、過去の報告書と同様、履行状況の改善について指摘する。具体的には、2011年報告書と比較すると、8ヵ国が第一国家報告書を新たに提出したため、報告未提出国は17ヵ国を残すのみとなった。<sup>(92)</sup>

他方で、以前の報告書が輸出管理の規範内容を念頭に置きながらもあくまで事実を記述していたのとは異なり、規範内容に踏み込む箇所が多くみられ

表5 2016年総括の方式

総括の主要目的	1. 実施に関する実際のかつ適切な行動の特定 2. 1540委員会の活動分析・必要な任務の変更の勧告
日程	2015年5月～2016年11月
参加者	全国連加盟国、IAEA や OPCW などの関連国際機構、民間企業などの市民社会の代表者 (招請に応じた場合に参加)
位置づけ	決議1977採択以降の実施状況・委員会の活動状況の総括
議題	1. 履行状況の監視 2. 履行援助 3. 他の国際機関との協力 4. 透明性・アウトリーチ活動

た。その主要なものは、第一に輸出管理の要素、第二に輸出管理義務の効果的な実施の確保、第三に実施過程の差異化である。

第一の輸出管理の要素については、次のように述べられている。<sup>(93)</sup>

決議1540(2004)のもとで、国家は核兵器、化学兵器、生物兵器、およびそれらの運搬手段の関連品目に対する適切で効果的な輸出及び積換管理を実施することが要求される。当該決議はそのような管理を実施すべき方法を明確化していない。しかしながら、輸出許可の発行は、輸出管理制度に不可欠なものとみなされる。

……特定の管理対象品目リストが決議1540のもとで要求されるわけではないが、しかし管理リストは輸出管理制度に不可欠となると考えられる。

このように、輸出管理制度には許可制度と、許可制度の対象となる品目リストを定めるリスト規制がともに不可欠(integral)であるとされる点で、規範内容に踏み込んでいる。

第二の輸出管理義務の効果的な実施の確保については、テロリズムや技術、国際通商の状況などの変化がリスク環境の変化と呼ばれ、それが決議の実施に影響をあたえうると述べられている。<sup>(94)</sup>ここでは国家が義務を実施するにあたっての参照事項を明示している点で、規範内容に踏み込んでいる。

リスクに着目する点は、第三の実施過程の差異化にも通底する。第3項(d)における「有意義かつ客観的な差異化」の必要性について、報告書では次のように述べられている。<sup>(95)</sup>

関連物資の製造及び輸出能力に関する国家間での主要な相違を考慮するためには、「〔関連物資〕に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理」を発展し維持するという第3項(d)上の義務を諸国がどのように履行しているかを検討するに際して、一定の差異化を適用できる。

ただし、2016年総括報告書は「すべての国による完全な実施」という基本目標を変更していない。<sup>(96)</sup>つまり、ここでいう差異化は、「関連物資の製造及び輸出能力」というリスク要因にもとづいて国内実施の優先事項を特定する

ものの、順番として優先事項に先に取り組むというにすぎないことを意味している。これまで決議1540における差異化（differentiation）は、2通りの形で論じられてきていた。1つ目は、クレイルのように、優先的な監視対象国とそれ以外の国を分けるという形での差異化である。クレイルの見解は、義務内容に着目するというよりも、リスク要因に着目して、限られた資源のなかで効率よく国際実施を行う方法として示されたものといえる<sup>(97)</sup>。2つ目は、ディルとステュアートのように、技術先進国、金融先進国など、その国のリスクに応じた「規範内容の差異化」を正面から認める見解である<sup>(98)</sup>。

とくにディルとステュアートの見解は、リスクに基づくアプローチによって合理性を追求した結果、「規範内容の平等」を放棄し、「すべての国による完全な実施」という基本目標の変更をも求めるものといえる。それと比較すると、「すべての国による完全な実施」という目標を維持しながらも「実施過程の差異化」を提言する2016年総括報告書は、規範内容の平等とリスクに基づくアプローチによる合理性のどちらかを選択するのではなく、これら2つの要請を同時に追求するものであったといえよう<sup>(99)</sup>。

以上のように、2016年総括報告書は、決議1540上の輸出管理義務の規範内容に大幅に踏み込むものであった。それゆえ、2016年総括報告書は、第2章の最後に示した規範内容の発展という課題に一定程度応えるものであったと評価できる。他方で、同報告書は、安全保障と経済の両立などの高度な政策判断事項に関する主権的裁量にまで踏み込むものではなかった。このようにして、1540委員会は、規範内容の発展と主権的裁量への配慮を両立していたのであった。

最後に2021年総括に向けた活動を見ていくことで、現在に至る1540委員会の活動を確認したい。

## （2）2021年総括に向けた活動

### 1 安保理決議2325の意義

2016年総括報告書を受けて成立した決議2325は、決議1977の基本的な条項

を引き継いで具体化しつつ、同報告書を踏まえて新たな要素を盛り込んだ。

まず、上述した第二の要素が正面から取り入れられ、科学技術や国際通商の急速な進展を利用して、非国家主体が WMD を取得・開発・運搬・使用することを新たにリスクとして認定した（前文第4項）。また、決議の「完全な実施」からさらに進んで、「完全かつ効果的な実施」の重要性が再確認された（第1項および前文第21項）。ここには、動態的なリスク環境の変化に適応可能な国内的管理制度構築の重要性が含意されている。それゆえ、国家には、決議1540の実施において拡散リスクの発展的な性格と科学技術の急速な発展を考慮することが要請されている（第7項）。

また、第三の要素については、完全な決議の実施を達成する努力を強化するために、適切な場合には優先的履行分野に集中することが国家に対して要請された（第10項）。1540委員会の活動に対しても、決議の包括的な実施の必要性に影響をあたえないようにしながら、関連物資の製造能力や輸出可能性など各国の特性を考慮して、努力と資源を最も必要なところに投じるための取組み方を発展させることが促されている（第11項）。

ただ、第一の要素については、最も早い段階で効果的な国内的管理リストの策定を始めることが加盟国に対して要請されているものの（第14項）、許可制度には言及がない。他方、優先的に監督する分野の1つとして輸出管理が挙げられており（第14項）、さらなる履行状況の検討の進展が期待される内容となっている。

また、過去の決議および作業計画によって確立してきた1540委員会の任務の中核的要素も取り入れられ、内容の具体化・整序がなされた（監督・国内実施（第12項）、援助（第18～21項）、協力（第22～25項）、透明性・広報（第26～30項）<sup>(100)</sup>）。

以上みてきたように、決議2325は決議1540の輸出管理規範の内容に踏み込んでいるといえるが、その基礎が1540委員会の2016年総括報告書にあることは明白である。それゆえ、いくら安保理といえども国連加盟国の見解を広く



取り入れるための手続を踏まない限りは、「立法決議」たる決議1540の規範内容に踏み込むことは叶わなかったといえる。仮に安保理内の議論だけで新たな決議が採択されたとしても、無視されるか、最悪の場合、正当性問題が再燃することが予想される。

ここで注意すべきは、決議2325では決議1540の解釈という手法が採用されていない点である。<sup>(101)</sup>安保理が新たな決議で過去の決議を解釈する場合、たとえば安保理決議2270の第12項のように、安保理決議1718の経済的資源(economic resource)という文言に「船舶」が含まれることを確認(affirm)するという形がとられる。他方で、決議2325において規範内容に踏み込んだ部分では、いずれも決議1540の文言それ自体は参照されていないうえ、「要請する」(call upon)という法的拘束力のない文言が採用されるにとどまる。<sup>(102)</sup>それゆえ決議2325を決議1540第3項(d)の解釈決議と評価することはできず、あくまで実施の指針を示したにすぎないと理解するのが妥当である。そうだとすれば、決議2325の基礎となった1540委員会の2016年総括報告書が規範内容に踏み込んだ目的も解釈ではなく、各国に実施の指針を示すことだったと考えられる。

このように考えると、解釈を行わずに規範内容に踏み込む、いわば規範の「明確化」<sup>(103)</sup>(clarification)を、可能な限り多くの国連加盟国の見解を取り入れながら行うというのが、決議1540の国際実施における規範内容の発展方法であったと評価できる。この点を踏まえながら、現在に至る1540委員会の活動の展開を最後に明らかにしていきたい。

## 2 安保理決議2325以降の活動

1540委員会は、決議2325を受けて第16期作業計画を採択したが、これまでの作業計画と大枠に変化はなく、たとえば履行援助の仲介活動の充実化やアウトリーチ活動への積極的な参加などは、これまでと同様に行われることとなった。<sup>(104)</sup>

また、一般的検討作業の充実化のため、対照表がさらに改善された。

2017年に改正された対照表の特徴は、2013年段階の評価方法に「NA」(Not Applicable(不適用)の略)が加わったことにある。「NA」は、その国がWMD関連物資を有していないことを法的拘束力のある文書を通じて表明しているために、当該項目が適用されないことを意味しており、個別国家の状況<sup>(105)</sup>をより反映した対照表評価を可能としている。しかし、「不適用」の場合があるということは、決議1540第3項(d)の義務はすべての国にとって同一であるという2016年総括報告でも確認されている前提に反して<sup>(106)</sup>おり、ディールとステュアートが述べる「規範内容の差異化」を採用しているようにもみえる。ただし、対照表は1540委員会の外部での議論にいかなる影響もあたえないと断われているうえ、2016年総括報告書では決議1540第3項(c)の国境管理の差異化にも言及<sup>(107)</sup>されていた。そのため、「不適用」という評価方法の存在が輸出管理義務における「規範内容の差異化」への移行を直ちに意味すると結論づけるのは性急である。実際、2021年までに行う履行状況の一般的検討は、最新の情報にもとづきかつ体系的に行うとされるだけである<sup>(108)</sup>。仮に輸出管理の規範を「規範内容の差異化」という形で「明確化」するのであれば、これまでの1540委員会の実行に沿って、少なくとも非安保理事国も招請した討議を経なければならないであろう。2020年12月31日までに提出予定だった2021年総括報告書はCOVID-19感染拡大の影響により延期<sup>(109)</sup>されることとなったが、2021年総括で行われる予定の「体系的評価」を慎重<sup>(110)</sup>に見極める必要がある。

第2章・第3章を通じて示された決議1540の国際実施の1つの特徴は、長期的な視点のもとで、規範の「明確化」を含めて、様々な履行促進活動が行われていることである。履行促進活動は、ある国が遵守しているか否かの判断を前提とはしておらず、当該判断に必要となる規範の解釈も行われていない。従来、制度が効果的であるという際には、ルールが厳格で規制が強固であることを意味してきたが、決議1540が目指している効果はそれとは異なる<sup>(111)</sup>ものであることを意味している。また、長期的な取組みが必要となる点を踏

まえると、国際実施と決議採択の場面とでは、異なる要請が働いていることが伺える。決議1540の採択それ自体は、条約という手段では実現不可能な「迅速かつ有効な」(prompt and effective) 行動（国連憲章第24条1項）たる安保理の集権的な規範創設行為として評価できる一方、当該決議の国際実施を「有効な」行動とするためには、<sup>(112)</sup> 長期的視点のもとで大小各国の平等にもとづく自発的かつ組織的協力が求められるため、必ずしも「迅速性」の要請が強く働かない。「迅速な」行動のために安保理の構成を15ヵ国に絞っていることを考えれば、長期的努力を必要とする決議1540の国際実施の任務と実施機関の構成とに齟齬があるといえ、なんらかの組織上の工夫がなされて然るべきである。<sup>(113)</sup> そうでなければ、1540委員会による規範の「明確化」の努力が受容される可能性を著しく低めてしまうことになりかねない。この組織上の工夫のために、安保理の非理事国を招請する手続がとられたと考えることができよう。

そこで第4章では、安保理決議1540の国際実施における国際機構法上の問題として、改めて構成及び手続を取り上げ、それが規範の「明確化」の努力とどのように結びついているのかを検討したい。<sup>(114)</sup>

#### 第4章 1540委員会の構成及び手続

国際機構内の機関の構成（composition）を定めるにあたっては、各機関の任務を少しでも実効的に果たすために、もっとも適切有効な代表制度を構築することが目指される。それゆえ、構成は国際機構法上の基本問題とされてきた。<sup>(115)</sup> それにもかかわらず、1540委員会の構成は、他の制裁委員会の慣例に従って安保理の15理事国による構成を採用すべきとの見解が取り入れられたというだけで、起草過程中にそこまで大きな議論があったわけではなかった。<sup>(116)</sup> そこでまず、安保理及び1540委員会の構成がWMD不拡散のための輸出管理の文脈で持ちうる意義と限界を特定していく。

## 第1節 1540委員会の構成

### (1) 基本構成

#### 1 基本構成の意義

安保理の構成は5ヵ国の常任理事国と総会の選挙で選ばれる10ヵ国の非常任理事国からなる。常任理事国は米英仏露中の5ヵ国であるが、非常任理事国は総会における選挙で選出される。選出の際には、第一義的には国際の平和及び安全の維持とこの機構のその他の目的とに対する国際連合加盟国の貢献を考慮し、そのうえで衡平な地理的分配に特に妥当な考慮を払うこととされる<sup>(117)</sup> (国連憲章第23条)。

このような構成がとられているのは、国際の平和と安全の維持の任務を遂行する手段として、「迅速かつ有効な行動」を安保理にとらせるためである。迅速性の確保については15ヵ国の理事国に構成員を限定し、効率的な意思決定を可能にしている<sup>(118)</sup>。また、行動の有効性の確保については、主として平和維持の中心となる政治的軍事的分野を念頭において、第一に、理事国の構成を安保理の任務に即してより有効に責任を負担できる国々を選択しようとしている<sup>(119)</sup>。常任理事国が集団安全保障において特別な責任を負ういわゆる大国となっているのも、非常任理事国を選出する第一の基準が平和維持の任務をはじめとする国連の目的への貢献となっているのも、そのためである。第二に、衡平な地理的配分の確保は、構成国が相互に類似性を持つ各地域の見解を安保理の意思決定に反映させることで信頼性を担保しつつ、各地域の情勢を可能な限り反映する意味で重要となる<sup>(120)</sup>。

ただし、実行上は衡平な地理的配分の要素が重視されており、あらゆる安保理の行動の目的達成に貢献できる能力を有している国だけが安保理の理事国に選出されていないのが現状である。それゆえ、必ずしも輸出管理について十分な知識と経験を兼ね備えた国だけで1540委員会が構成されるわけではない<sup>(122)</sup>。加えて、「迅速性」確保のために15ヵ国に絞った構成をとっている以上、長期的視点のもとで継続的に進めていくべき決議1540の国際実施を15ヵ

国だけに引き続き委ねることは、やはり合理性に乏しいといわなければならないであろう。

## 2 基本構成の問題点

以上から、1540委員会の構成は、①大小各国に自発的協力にもとづく長期的視野をもって取り組むのに適した代表性を持っておらず、②輸出管理を含めた実施に関する専門的知見を十分に反映できるものとはなっていない、という2つの問題を抱えているといえる。

①の代表性の問題については、決議の起草過程だけでなく、国際実施の段階に移ってからも積極的な議論が続けられた。オーストリアが主導して作成した「安全保障理事会と法の支配」最終報告書は、安保理が「立法」決議を採択して国際実施を行うのであれば、適当な時間枠で決議を再検討する場を設け、国連加盟国との広範な協議を行う必要があると述べる<sup>(124)</sup>。それゆえ、総括という手続は、可能な限り多くの国の見解を安保理・1540委員会の意思決定手続に組み込んで代表性の欠如を補完するためのものであったといえる。

②の専門的知見の不足については、起草過程において、専門的な知見を取り入れる方策について、IAEA や OPCW との協力関係の構築や、専門家の雇用が必要であると指摘された<sup>(125)</sup>。ただし、他の国際機構との協力だけでは、必ずしも1540委員会に必要な専門的知識を適切な形で得ることはできない。1540委員会の作業中に専門的知見を必要とする事項を討議する際に、いちいち他の国際機構に問い合わせることは、作業効率が著しく損なわれてしまうためである。このような外部との協力の限界を踏まえ、1540委員会は専門家グループ（Group of Experts）を設置して自身の作業効率を高めてきた。そこで、以下では専門家グループの役割について検討したい。

### （2）専門家グループ

#### 1 専門家の資格要件

専門家グループは、その名のとおり、決議に関連する技術的問題に関する助言をあたえる個人資格の専門家たちの小集団である<sup>(126)</sup>。彼らを雇用する根拠

となったのは、専門的国際機構との協力関係と同様、決議1540第4項上の「適当な場合には他の専門的意見も求め」という文言である。専門家グループは当初4人で構成され、1540委員会の裁量で雇用されていたが、2005年には8人に増員し、2011年の決議1977で正式に1540委員会の活動を援助する機関として設置されることとなった。決議1977以前は1540委員会の補助という曖昧な形での任務しか付与されていなかったが、当該決議では、1540委員会の指示のもとで、すべての活動を援助することが専門家グループの任務とされる(第5項)。決議1977によって任務が明確となり、1540委員会の活動が広い範囲に及ぶようになったため、2012年に採択された安保理決議2055では、作業量の増加を踏まえて1人増員して9人となった。

1540委員会は、専門家に求められる能力として特に、①決議1540第3項上の専門知識があること、②アウトリーチイベントなどのマネジメント能力、③加盟国などとの対話の際に必要とされる外交技術、④コミュニケーション能力、⑤PR力、⑥その他1540委員会が必要と認めた能力を挙げている。<sup>(127)</sup>こうした基準のもとで、専門家の内6人は常任理事国5ヵ国およびドイツ出身の専門家を中心に構成されている。他方で、広範な地理的配分にも配慮するため、残る3人はアジア・アフリカ・中南米から1人ずつ、とくに輸出管理先進国といわれる国々を中心に選出されている。<sup>(128)</sup>地域ごとに国際通商状況やWMD関連物資の所在状況、法文化などが異なるため、特定の地域に精通した専門家を雇用すべきとされたために、専門家の選出基準には地理的配分が基準の1つとなっているとされる。<sup>(129)</sup>

## 2 専門家グループの意義と限界

以上のように、専門家グループの構成については、任務遂行にあたって必要となる専門的知見が最も重要な基準となっている。その意味で、地理的配分は第2の基準として採用されているに過ぎない。この点は、専門家グループがこれまで1540委員会の活動を援助してきたなかでの最大の貢献が、決議1540の関連分野の専門的知見に裏打ちされた対照表の作成であるといわれて

いる点にも表れている。<sup>(130)</sup>

この対照表は、決議1540の規範内容に踏み込むものと評価されてきている<sup>(131)</sup>が、輸出管理についてはたとえば許可制度が項目に含まれており、一種の規範の「明確化」といえるだろう。しかし、専門家グループによる規範内容の「明確化」は技術的な性格のものにとどまるという限界がある。たとえば、専門家グループは、政策判断を伴う「適切で効果的な」という文言には踏み込んでいない。また、2009年総括過程で拒絶された適正手続の尊重等を義務づける解釈は、もともとは専門家グループの作成した背景文書で示されたものである<sup>(132)</sup>（第2章第2節）。ここにも表れているように、「適切で効果的な」輸出管理の実践には、安全保障と経済の両立などの高度な政策判断事項が含まれており、専門家グループにはそこに踏み込む実践を独断では行えないといえよう。2016年総括での議論や安保理による規範の「明確化」を踏まえて初めて対照表に「NA」という評価方法が追加されたという事情も、専門家グループの技術的性格とその限界を如実に表しているものといえる。

このように、1540委員会の構成だけでは、1540委員会の組織上の問題を十分に解決できないといえる。そこで次節では、国際実施の手続について論じていく。

## 第2節 国際実施の手続

### (1) 1540委員会の手続

#### 1 意思決定手続

当初、1540委員会の主要な作業内容は国家報告の検討であったため、3つの下部委員会を設置したうえで、各委員会に国連加盟国をアルファベット順に3等分にして割り当てて検討が行われていた。<sup>(133)</sup>第8期作業計画以後は、テーマ別の四部会方式を採用して効率よく作業を進めていることは前述した。総括の際には、これら作業部会と同じ4つのテーマをそれぞれ取り扱う総括作業部会を4つ設置して検討が行われている。<sup>(134)</sup>これら作業部会での決定を

1540委員会の通常会合で討議したうえで、必要な意思決定を行いながら、通常の報告書および総括報告書を作成することになったのである。

これら作業における1540委員会の手続の指針は、2004年6月作成の作業指針に規定される。まず、作業指針は、1540委員会の議長が会議を開催する決定権を有するとして、会議の開催の際には少なくとも48時間前の通知を必要とすると規定する(第4項(a))。また、原則として会合を非公開としながら、特段の決定があれば公開での会合を行うことも可能となっている(同項<sup>(135)</sup>(b))。会合でなされる意思決定については、全構成国のコンセンサスがなければならぬとされる。もし特定の問題についてコンセンサスに至らなかった場合、議長が合意を促すさらなる対話の場を設け、それでもコンセンサスに至らなければ、安保理に当該問題を付託するとされる(第8項(a))。事前のコンセンサスがあれば、書面審理での意思決定も可能となっており、事前に回覧した決定案に対して一定時間反対の回答がなければ、当該決定案は1540委員会の意思決定となる(同項<sup>(136)</sup>(b))。

通常安保理決議の採択は全常任理事国の賛成票を含む9ヵ国の賛成があればよいとされているなかで、全理事国の合意を意思決定の原則としている理由は、迅速性が求められる場合が多い安保理決議とは異なり、全理事国の賛成がなければ1540委員会の正当性が毀損される危険性が常につきまとうためと考えられる。決議の採択段階でも非常任理事国だったパキスタンの同意を取り付けることが極めて重要と認識されていたのと同様に、国際実施過程<sup>(137)</sup>においてもコンセンサスに至る必要があると考えられたのである。

## 2 国際実施サイクル

1540委員会の作業手続上の工夫は、意思決定だけに尽きるものではない。1540委員会の任務の歴史的展開からもわかるように、1540委員会の作業は一連のサイクルをなしている。

決議1540第4項は、①加盟国の国内実施、②1540委員会による国家報告の検討および③安保理への履行状況に関する報告、④安保理による履行状況の



表 1-2 安保理決議1673・1810における国際実施サイクル

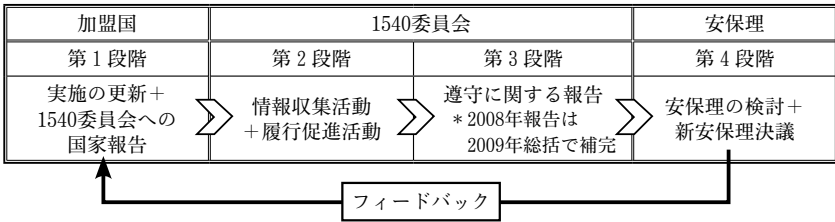
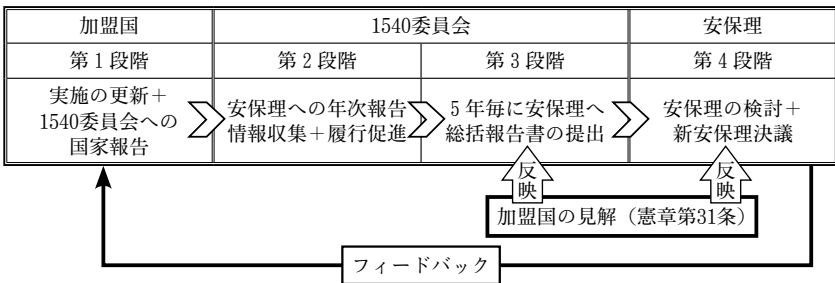


表 1-3 安保理決議1977における国際実施サイクル



検討および監視に必要な「さらなる決定」を規定していたが、それで過程が尽きるのではなく、再び①に戻ってさらにサイクルを回していくことになった。第1サイクルは決議1540採択から決議1673まで、第2サイクルは決議1810まで、第3サイクルは決議1977までである。第2・第3サイクルは表1-2のようにまとめられる。

決議1977以降は、①加盟国の国内実施、②1540委員会による検討・報告および③総括、④安保理による検討および監視に必要な「さらなる決定」というサイクルへと変化した。これにより、すべての加盟国が決議1540の国際実施サイクルへの参加を更に行いやすくなり、1540委員会の作業に国連加盟国の見解を広く反映する回路が充実することになった。決議1977までは第3サイクルであるが、第3サイクルでは総括が2008年報告書を補完するとされた点で、過渡期にあったといえよう。さらに、2016年総括までの間は第4

サイクルであり、総括・年次報告書方式を採用した初めての本格的なサイクルである。2020年10月現在は第5サイクルの途上であり、2021年総括に向けた準備が進められている。第5サイクル後に採択される新たな安保理決議において採用される方式は未定だが、このまま総括・年次報告書方式の有用性が認識され続ければ、決議1977によって設定された総括のサイクルが再度採用されることとなろう。決議1977の国際実施サイクルは、表1-3のようにまとめられる。

以上の国際実施サイクルにより、単なる技術的な知見のみならず、輸出管理に関する国家実行の情報が集積されながらも、すべての加盟国が意見を表明する場が確保されることによって、1540委員会の見解は権威性をもちうるものとなった。とくに、総括手続は、重要となるすべての加盟国の参加を確保するという重要な意義をもたされたと考えられる。そこで最後に、全加盟国の招請手続が輸出管理義務の規範の「明確化」において担った役割について論じていくことにしたい。

## (2) 非安保理理事国の招請手続

### 1 安保理による国連憲章第31条の利用

国連憲章第31条は、安保理の非理事国である国連加盟国は、付託された問題について「理事会がこの加盟国の利害に特に影響があると認めるときはいつでも」、投票権なしで討議に参加することができる旨を規定する。非理事国を招請する手続を用意した趣旨は、安保理が少数の理事国で法的拘束力のある決定を行う以上、広く情報を集めつつ、かつ安保理の行動によって影響を受ける非理事国の正当な利害に配慮することにある<sup>(138)</sup>。利害に特に影響を受ける国（以下、特別利害関係国とする）であるか否かの判断は安保理の専決事項とされるが、その分柔軟な運用がなされてきている<sup>(139)</sup>。

決議1540の文脈で国連憲章第31条が初めて用いられたのは、起草過程である。2004年4月中に3回の非公開の会合および1回の公開会合を開いたが、その際すべての非理事国が招請された。すべての非理事国を特別利害関係国

と安保理が判断した理由は公開されていないが、①決議の立法性格、②法益の性格、の2つが考えられる。①については、安保理が立法的な決議を採択することへの特別利害関係である。安保理が抽象的な問題に過ぎない非国家主体へのWMD拡散問題を取り扱うことは条約締結過程を迂回するものであったため、本来的には国家は参加の自由や交渉過程への参加が保証されるはずであるにもかかわらず討議への参加すらできないとすれば、その国の利害に重大な悪影響を及ぼすこととなる。それゆえ、すべての非理事国が特別利害関係をもつと考えられたと評価できる<sup>(140)</sup>。②については、WMD拡散によって「原状」が損なわれた時の国際社会への影響の深刻さから、すべての非理事国に特別な利害関係が認められたものと考えられる。

これら2つの点は決議の採択過程だけでなく運用過程にも妥当すると考えられたことにより、決議採択後にも国連憲章第31条は利用されてきたが、確立期においてはもっぱら正当性問題の解消が強く念頭におかれていた。たとえば、1540委員会の議長が委員会の活動を安保理に説明するための議長ブリーフやその後行われる公開討論は、正当性問題を抱える1540委員会の活動を知る機会をすべての非理事国にあたえて透明性を確保することで、1540委員会の活動の受容可能性を可能な限り高めるという意義があるとされた<sup>(141)</sup>。しかし、発展期にも議長ブリーフを含めて多くの場面で国連憲章第31条の利用が継続されたのは、上述したような特別利害関係は正当性問題が解消されても引き続き認められると考えられてきたからに他ならない。こうして、国連憲章第31条の非理事国の招請手続によって、長期的な作業にあたって重要となる大小各国の見解を、広く1540委員会の作業に反映することができたのである。

## 2 規範の「明確化」における国連憲章第31条の役割

では、国連憲章第31条は、「適切で効果的な」輸出管理規範の「明確化」の場面ではどのような役割を果たしたのだろうか。この点は、規範内容に踏み込んでいた2016年総括報告および安保理決議2325に着目しながら、分析して

いくこととしたい。

まず、リスク環境の変化に対応して自国の輸出管理を改善していくことが「効果的な」輸出管理を発展・維持に必要であるとの見解については、2014年の10周年記念会合や2016年総括中で多くの国が言及し、議論の余地なく国連加盟国全体に受容されていっている。これらの場における対話を通じて、加盟国間のコンセンサスが確認されたものといえる。

他方で、「実施過程の差異化」については、当初1540委員会が採用していた見解を修正しているため、少し複雑な経緯をたどる。修正の必要性が議論されはじめたのは2009年総括で、この時点ではイタリアのように1540委員会の当時の見解に賛意を示し、すべての国を一律平等に取り扱うべきと考える国もあつた<sup>(142)</sup>。他方で、フランスは各国の議論をまとめて「各国の個別的事情・地理的事情が大きく異なるため、決議が効果的に実施されているか否かの評価が難しい<sup>(143)</sup>」ことが問題であることを踏まえ、次のように述べた。

一国のなかで問題を解決するためであればリスクにもとづく合理的なアプローチを採用しうるが、コンセンサスが維持されなければならない普遍的組織においては、リスクに対する最も合理的なアプローチを採用することが常に可能というわけではない。それでもやはり、委員会は、自身の任務の縛りのなかで……合理性と衡平性を収束させる努力をしなければならない。

ここでフランスは、国連という普遍的組織の論理として、コンセンサスが重要であるとしている。すなわち、決議1540で取り扱っている不拡散の問題は、国連加盟国全体の問題であると同時に、多数派の意見を少数派の意見に優越させる形で主権的裁量を放棄させるのは適切ではないという前提を置いていると考えられる。ここには、リスクにもとづくアプローチに依拠した主権的判断は各国で異なる可能性があり、その可否を統一的に国連のもとで判断することへの忌避感が表れている。他方で、コンセンサスを得るべき対象は「合理性」と「衡平性」の均衡についてである。その均衡のあり方について

では、学説のレベルではクレイルの優先的監視対象の特定や、ディールとステュアートの「規範内容の差異化」などが考えられてきた（第3章第2節（1））。しかし、2016年総括報告書では「すべての国による完全な実施」という目標のもとで規範内容の平等（衡平性）を維持しつつも、リスクにもとづいて優先事項を特定する（合理性）、「実施過程の差異化」という形で落ち着いた、と評価することができよう。

このような均衡関係の採用に影響をあたえたのは、2016年総括過程での議論であった。その導入を強く主張したニュージーランドは下記のように述べている。<sup>(144)</sup>

〔太平洋〕地域にある発展途上の小島嶼国（SIDS）は、機微な輸出品目を製造していないため、SIDSの場合、拡散リスクは低い。また、太平洋のSIDSは、複雑な決議1540の要求する立法を策定し実施する能力が限定されている、小さな政府しかもたない。しかも、それら要求の多くが、しばしば彼らには直接関係のないものなのである。

このニュージーランドの見解は非常任理事国である自身の利害を主張したというより、太平洋地域のSIDSの利害を代表する見解を表明しており、ニュージーランド以外にも中小国から同様の見解が表明されている。<sup>(145)</sup> 2004年の決議採択当初は、輸出管理の経験がなく、自身の正当な利害を十分に主張できなかった中小国が多くいた。この問題に取り組むにあたって、招請手続を通じて、それら中小国が持つにいたった輸出管理の国内実施の経験とそれにもとづく見解を直接・間接に反映させることができたのが、2016年総括だったのである。その結果、加盟国同士の妥協点として、規範に関する上記コンセンサスが形成されたのである。ただし、「明確化」された規範の内容の妥当性は総括サイクルのなかで常に加盟国の間で検証され、「合理性」と「衡平性」の均衡関係のあり方の観点から修正される可能性を抱えている。

以上を踏まえると、国連憲章第31条が決議上の輸出管理規範の明確化において果たした役割は、国連加盟国全体のコンセンサスを形成するための総括

討議を中心とした対話の場を提供したことにある。この対話を通じて初めて、1540委員会としても国内実施の指針を一定の権威性を伴う形で提示することができるようになったといえよう。

## 第5章 結 論

これまで論じてきたように、決議1540第3項(d)の「適切で効果的な」輸出管理規範の「明確化」は、下記のような特徴を持つこととなった。①当初は「適切で効果的な」輸出管理規範は後の発展に委ねられるとの立場がとられた。しかし、決議採択後の国際実施サイクルのなかで、「すべての国による完全な実施」が必要であるとの認識が確立したのち、合理的な「リスクにもとづくアプローチ」による修正が加わり、「実施過程の差異化」という認識が生まれた。②この転換を支えたのは、国連憲章第31条による安保理への招請手続を利用することで安保理理事国間のみならず、できるだけ多くの国が参加できる機会を確保するなど、加盟国間の対話も促して多くの国の利害に配慮する形で規範の「明確化」を行おうとした1540委員会の努力であった。

固有の手続によって権威性が担保される解釈は、本来は残余原則である解釈の一般原則を排除するものと位置づけられる<sup>(146)</sup>(たとえば、決議2270第12項)。しかし、第2章・第3章でも示したとおり、1540委員会はそもそも解釈を行うことを慎重に避け、安全保障と経済の両立などの高度な政策判断事項につき、国家の主権的裁量を尊重する姿勢を維持しつつづけている<sup>(147)</sup>。この実践は、第4章で明らかにした構成・手続の意義と併せて、どのように評価すればよいだろうか。

「立法」決議という特質から、後の実行に規範の発展を委ねざるをえない状況でスタートした「適切で効果的な」輸出管理義務の規範が国際実施過程を通じて明確化される際、「合理性」と「衡平性」の均衡という観点が重要となってきた。とくに「合理性」はリスク環境や実施状況の進展等によって

変化しうるものであり、それに応じて両者の均衡関係も変遷していくことになる。また、一国内での国内実施においても、安全保障リスク管理サイクルのなかで社会状況の変化に応じて柔軟な対応を行わなければならない<sup>(148)</sup>。そうすると、解釈によって一定の固定化された意味内容を確定することが、かえって実施の進展を妨げかねないとも考えられる<sup>(149)</sup>。それゆえ、1540委員会の実践については、各国が輸出管理規範を国内において適用する際に考慮すべきリスク環境や参考となる基準等を適宜更新することで、どのような個別国家の事情にも適合しうる規範の柔軟性を保ちながらも、技術の発展や安全保障環境などの「適用環境の変化」へ弾力的に対応するためのものだと理解すべ

資料 1540委員会の重要文書一覧

	文書	文書番号	作成日	
確立期	第一サイクル ①安保理決議1540	SC/RES/1540 (2004)	2004年4月28日	
	②作業指針		2004年8月13日	
	③2006年報告書	S/2006/257+Corr.1	2006年4月27日	
	第二サイクル ④安保理決議1673	S/RES/1673 (2006)	2006年4月27日	
	⑤2008年報告書	S/2008/493	2008年7月30日 * 提出期限延長	
	第三サイクル ⑥安保理決議1810	S/RES/1810 (2008)	2008年4月25日	
		⑦「安保理と法の支配」報告書	A/63/69-S/2008/270	2008年5月7日
		⑧2009年総括報告書	S/2010/52	2010年2月1日
	発展期	⑨2011年報告書	S/2011/579	2011年9月14日 * 提出期限延長
第四サイクル ⑩安保理決議1977		S/RES/1977 (2011)	2011年4月20日	
⑪専門家グループ報告書		S/2011/819	2012年1月5日	
⑫安保理決議2055		S/RES/2055 (2012)	2012年6月29日	
⑬2016年総括報告書		S/2016/1038	2016年12月9日	
第五サイクル ⑭安保理決議2325		S/RES/2325 (2016)	2016年12月15日	
継続中				

きである。<sup>(150)</sup>この点こそ、従来の軍縮不拡散法にはない要請が、輸出管理義務の国際実施に含まれていることを示している。それゆえ、規範の解釈以外の形で、動態的实施過程をもった規範の「明確化」の法的意義を説明する理論枠組みが求められるといえよう。<sup>(151)</sup>

ただし、1540委員会の活動だけでは、輸出管理の一般的特徴として上記の説明が妥当するかは明らかではなく、結論を出すことには慎重となるべきである。とくに、輸出管理の国際実施を任務の射程に一応含むOPCWは集権的性格が強い部分があり、1540委員会とは状況が異なる可能性もある。それゆえ、他の国際機関における輸出管理に関する実行も参照することで、輸出管理規範の実施の特性を検討することが今後の課題となろう。

- (1) 「原状」については、大下隼「安保理決議1540の履行確保措置の特質—核不拡散法の実現に関する一考察」『早稲田大学大学院法研論集』第163号(2017年)31-33頁。
- (2) 村山祐三「輸出管理の役割と課題」浅田正彦編「輸出管理—制度と実践—」(有信堂、2012年)6頁。
- (3) P. Achilleas, “Introduction Export Control”, D. Tamada and P. Achilleas (eds.), *Theory and Practice of Export Control: Balancing International Security and International Economic Relations* (2017), pp. 3-4.
- (4) 決議1540において管理対象となる「関連物資」(related materials)は、決議の脚注において「核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの」と定義されるが、本稿においては便宜上、WMD関連物資と呼ぶ。WMD関連物資のなかでもとくに問題となるのは汎用品である。汎用品とは、WMD開発にも商業用にも用いることが可能な物資をいう。汎用品はその性質上通常の貿易を装いやすいことに加え、技術の発展とともに増加していくため、国家は管理対象品目を日々更新していかなければならなくなる。たとえば、日本軍縮学会編『軍縮辞典』(信山社、2015年)336頁(「デュアル・ユース技術」の項、村山裕三担当)。
- (5) 実施は国内実施と国際実施とに分かれるが、このうち国際実施とは、国際平面



における国内実施状況の監督であり、国内法への編入やその執行などの国内実施の国際的な検証過程である。この点について、環境条約の文脈ではあるが、北村喜宣「環境条約の国内実施—特集にあたって—」『論究ジュリスト』2013年第7号（2013年）7頁。

- (6) これら課題への対応を含めた、日本の実行については、大下隼「大量破壊兵器不拡散のための日本の貿易管理制度—安保理決議1540の国内実施を中心として—」『早稲田大学大学院法研論集』第173号（2020年）74-86頁。
- (7) たとえば、M. Asada, “The Role of the Security Council in WMD-Related Export Control: Synergy between Resolution 1540 (2004) and Sanctions Resolutions”, Tamada and Achilleas (eds.), *supra* note (3), p. 35.
- (8) 本稿では、国連加盟国一般に妥当する権威性を伴った、文言の固定化された意味内容の確定作業を解釈と呼ぶ。国際法学上の解釈の意味については、深津栄一『国際法総論』（北樹出版、1986年）198頁。
- (9) I. Anthony, C. Ahlström and V. Fedchenko, *Reforming Nuclear Export Controls: The Future of the Nuclear Suppliers Group* (2007), p. 99.
- (10) この点については、S. Shirazyan, “Building a Universal Counter-Proliferation Regime: The Institutional Limits of United Nations Security Council Resolution 1540”, *Journal of National Security Law and Policy*, Vol. 10, No. 1 (2019), p. 164.
- (11) 本稿では、さしあたり「立法決議」の用語を「立法的内容を持った決議」として用いる。「立法」の意味につき、深津『前掲書』注（8）114頁。
- (12) 浅田正彦「安保理決議にもとづく輸出管理」浅田編『前掲書』注（2）135-138頁。
- (13) 決議1540は輸出管理を含む措置の政策枠組みを提供する一方、その標準化は行っていないとされる。佐藤丙午「UNSCR1540から1977へ—国連安保理決議1540の歩み—」『海外事情』第59巻9号（2011年）126頁；Shirazyan, *supra* note (10), p. 159.
- (14) Anthony, Ahlström and Fedchenko, *supra* note (9), pp. 98-99.
- (15) 一般論として、「遵守」論には、最初に客観的な基準を設定して各主体の特定の行動の許容性を判断し、それがどのような組織内部要因や外部要因と結びつき、遵守を生み出すかを問う客観主義と、当事者同士の対話や政治状況、社会構造に応じて特定の行動の社会的許容性を判断していく解釈主義の立場があるとされる。C. Parker and V. Nielsen, “Introduction”, C. Parker and V. Nielsen (eds.),

*Explaining Compliance: Business Responses to Regulation* (2011), pp. 3-4. 両者は相互補完的に用いることが可能な場合もある。伊藤修一郎『政策実施の組織とガバナンス—広告景観規制をめぐる政策リサーチ—』(東京大学出版会、2020年) 222-223頁。国際法学において、「遵守論」の観点から安保理決議1540や輸出管理義務を論じるものとして、阿部達也『大量破壊兵器と国際法—国家と国際監視機関の協働を通じた現代的国際法実現プロセス—』(東信堂、2011年) 121-123、211-212、261-265、380-384頁；T. Coppen, *The Law of Arms Control and the International Non-Proliferation Regime: Preventing the Spread of Nuclear Weapons* (2016), pp. 229-239. 軍縮不拡散法一般における「遵守論」については、T. Marauhn, “Dispute Resolution, Compliance Control and Enforcement of International Arms Control Law”, G. Ulfstein (ed.), *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control* (2007), pp. 243-272.

- (16) それゆえ、たとえばNPT第2条は、その違反がすべての他のNPT当事国を被害国と観念しうるほどの特別な影響性を有する、一体的義務 (integral obligation) (又は相互依存的義務) とされてきている。浅田正彦「国家責任条文における対抗措置と対イラン独自制裁—相互依存的義務の違反をめぐる—」『国際法研究』第5号(2017年) 55頁；M. Happold, “The ‘Injured State’ in the Case of Breach of a Non-Proliferation Treaty and the Legal Consequences of Such a Breach”, D. Joyner and M. Roscini (eds.), *Non-Proliferation Law as a Special Regime: A Contribution to Fragmentation Theory in International Law* (2012), pp. 183-184. ただし、一体的義務の軽微な違反が他のすべての当事国を被害国とするほどの影響性を持つことには疑問を呈する見解もある。浅田正彦「国家責任条文における義務の類型化と『被害国』の概念—第42条と第48条の関係を中心に—」松井芳郎他編『21世紀の国際法と海洋法の課題』(東信堂、2016年) 62-71頁。国家責任条文における影響性概念および一体的義務については、萬歳寛之『国家違法行為責任の研究—国家責任論の基本問題—』(成文堂、2015年) 281-285頁。
- (17) 両者の区別については、たとえば、U. Cipolat, “The New Chemical Weapons Convention and Export Controls: Towards Greater Multilateralism?”, *Michigan Journal of International Law*, Vol. 21, No. 3 (2000), p. 413.
- (18) 国際機構法の基本問題については、高野雄一『国際組織法〔新版〕』(有斐閣、1975年) 529-614頁；萬歳寛之「国際機構と国際法」庄司克宏編『国際機構』(岩波書店、2006年) 33-47頁。

- (19) 国際機構の補助機関については、横田洋三「国際機構の自立的補助機関の法的地位」『国際基督教大学学報ⅡB：社会科学ジャーナル』第24号（2）（1986年）1-20頁。
- (20) 本稿における不正取引とは、当事者の一方が WMD 拡散を目的として行う、WMD 関連品目のあらゆる移転を指すものとする。P. Ham and O. Bosch, “Global Non-Proliferation and Counter Terrorism: The Role of Resolution 1540 and Its Implications”, O. Bosch and P. Ham (eds.), *Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: The Impact of UNSCR 1540* (2008), p. 21.
- (21) P. Martin, *The Rules of Security: Staying Safe in a Risky World* (2019), p. 11. なお、安全保障リスクについては、大下「前掲論文」注（6）88-89頁。
- (22) 大下「前掲論文」注（1）42頁。
- (23) 大下「前掲論文」注（6）86頁。
- (24) この点については、たとえば、浅田正彦「生物・化学兵器関連の輸出管理レジーム」浅田編『前掲書』注（2）74-75頁。
- (25) 大下「前掲論文」注（6）73頁。
- (26) 浅田「前掲論文」注（12）137頁。
- (27) U.N. Doc. S/PV.4950 (22 April 2004), p. 15.
- (28) U.N. Doc. S/PV.4956 (28 April 2004), p. 4.
- (29) *Ibid.*, p. 8; U.N. Doc. S/PV.4950 (22 April 2004), p. 7.
- (30) S. Chesterman, I. Johnstone and D. Malone, *Law and Practice of the United Nations: Documents and Commentary* (2nd ed., 2016), p. 149; Shirazyan, *supra* note (10), p. 165.
- (31) 1540委員会自身は直接の援助活動を行うことはできず、専ら援助提供国と被援助国の仲介を中心に援助促進活動を行ってきた。Shirazyan, *ibid.*, pp. 144-146. 現在の援助活動につき、たとえば、*Review of the Implementation of Resolution 1540 (2004) for 2019*, U.N. Doc. S/2019/986 (24 December 2019) (hereinafter, *2019 Report*), pp. 5-6, paras. 17-25.
- (32) “Appendix C: Guidelines for Work of the 1540 Committee”, Bosch and Ham, *supra* note (20), p. 235; *Program of Work of the Security Council Committee Established Pursuant to UNSCR 1540 (2004) (1 April-30 June 2005)*, pp. 1-4, at <[https://www.un.org/en/sc/1540/documents/pow\\_22\\_apr\\_2005\\_e.pdf](https://www.un.org/en/sc/1540/documents/pow_22_apr_2005_e.pdf)> (as of 14 October 2020).

- (33) 青木節子「非国家主体に対する軍縮・不拡散—国際法の可能性—」『世界法年報』第26号(2007年)149-150頁。
- (34) 1540委員会は許可制度の創設・強化を初期の段階から重要視してきた。*Report of the Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004)*, U.N. Doc. S/2006/257 (25 April 2006) (hereinafter, *2006 Report*), p. 23, para. 105 (c).
- (35) Coppen, *supra* note (15), p. 218; Shirazyan, *supra* note (10), p. 149.
- (36) U.N. Doc. S/PV.5229 (20 July 2005), p. 7.
- (37) *Report to the Security Council by the Chairman of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004)*, U.N. Doc. S/2005/799 (19 December 2005) (hereinafter, *2005 Report*), pp. 3-5.
- (38) *2006 Report*, *supra* note (34), p. 7, para. 14.
- (39) 青木節子「核不拡散の新しいイニシアティブ—PSI と安保理決議1540の挑戦—」浅田正彦・戸崎洋史編『核軍縮不拡散の法と政治(黒澤満先生退職記念)』(信山社、2008年)393-394頁。
- (40) *2006 Report*, *supra* note (34), pp. 21-22, 41, paras. 92-104, Annex IX.
- (41) *Ibid.*, p. 21, para. 94.
- (42) *Ibid.*, p. 29, para. 136 (a).
- (43) *Ibid.*, p. 28, para. 131.
- (44) *Ibid.*, pp. 28-29, para. 134.
- (45) 萬歳寛の「NBC テロ犯罪に関する国際義務の履行確保責任—安保理決議1540を素材として—」島田征夫・古谷修一編『国際法の展開と課題(林司宣先生古稀祝賀)』(信山社、2009年)18頁。
- (46) *Programme of Work of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004) (1 October 2006-30 September 2007)*, pp. 1-6, at <[https://www.un.org/en/sc/1540/documents/pow\\_01\\_oct\\_2006\\_e.pdf](https://www.un.org/en/sc/1540/documents/pow_01_oct_2006_e.pdf)> (as of 14 October 2020).
- (47) *Report of the Committee Established Pursuant to Security Council Resolution 1540 (2004)*, U.N. Doc. S/2008/493 (30 July 2008) (hereinafter, *2008 Report*), p. 6, para. 17.
- (48) U.N. Doc. S/PV.5679 (22 May 2007), pp. 5-8.
- (49) *2008 Report*, *supra* note (47), pp. 14-17, paras. 59-76.
- (50) *Ibid.*, pp. 18-19, paras. 77-86.

- (51) 当時の1540委員会の議長、ブリアンの証言を参照。“Interview with Ambassador Peter Burian, Slovakian Permanent Representative to the United Nations and Chairman of the 1540 Committee”, *Arms Control Today*, Vol. 37, No. 9 (2007), pp. 22-23 (interviewed by M. Pomper and P. Crail).
- (52) U.N. Doc. S/2009/63 (30 January 2009), p. 1.
- (53) *Programme of Work of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004) from 1 February 2009 to 31 January 2010*, U.N. Doc. S/2009/124 (4 March 2009), p. 2.
- (54) *Report of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004) on Modalities for Considering a Comprehensive Review in accordance with Paragraph 8 of Security Council Resolution 1810 (2008)*, U.N. Doc. S/2009/170 (1 April 2009), pp. 2-3.
- (55) *Final Document on the 2009 Comprehensive Review of the Status of Implementation of Security Council Resolution 1540 (2004): Key Findings and Recommendations*, U.N. Doc. S/2010/52 (1 February 2010) (hereinafter, *2009 Comprehensive Review*), pp. 2-6, paras. 1-33.
- (56) *Ibid.*, pp. 3, 6 paras. 12, 30. 2009年総括報告書には明示されていないが、2009年総括の議論のたたき台として1540委員会の専門家グループによって作成された背景文書において示された見解と、当該見解についての国家間の議論が2009年総括報告書には反映されている。*Background Papers Prepared by 1540 Committee Experts: Specific Element (a)*, p. 4, at <[https://www.un.org/en/sc/1540/documents/CR%20paper \(Element%20A\).pdf](https://www.un.org/en/sc/1540/documents/CR%20paper%20(A).pdf)> (as of 14 October 2020); *Background Papers Prepared by 1540 Committee Experts: Specific Element (e)*, p. 2, at <[https://www.un.org/en/sc/1540/documents/CR%20paper \(Element%20E\).pdf](https://www.un.org/en/sc/1540/documents/CR%20paper%20(E).pdf)> (as of 14 October 2020).
- (57) U.N. Doc. S/AC.44/SR.29 (29 October 2009), pp. 2-3, paras. 1-16.
- (58) U.N. Doc. S/PV.6238 (14 December 2009), p. 7.
- (59) *Ibid.*, p. 8.
- (60) *Programme of Work of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004) from 1 February 2010 to 31 January 2011*, U.N. Doc. S/2010/112 (2 March 2010), pp. 2-11.
- (61) *Ibid.*, p. 11.

- (62) *Report of the Committee Established Pursuant to Security Council Resolution 1540 (2004)*, U.N. Doc. S/2011/579 (14 September 2011) (hereinafter, *2011 Report*), pp. 17-19, 47-49, paras. 76, 80, 82-85, 87-88, Annexes XIII-XV.
- (63) *Ibid.*, p. 26, para. 133 (a).
- (64) *Ibid.*, p. 17, para. 75.
- (65) *Ibid.*, p. 17, para. 76. 日本の輸出管理における安全保障リスク管理につき、大下「前掲論文」注(6)79-86頁。
- (66) 鈴木一人「新しい安全保障と技術管理」『外交』第40号(2016年)74-79頁。
- (67) *2011 Report*, *supra* note (62), pp. 18-19, paras. 86-87.
- (68) *Ibid.*, p. 8, paras. 28-29.
- (69) T. O-White, “UN Security Council Resolution 1540: Origins, Status and Future Prospects”, J. Knopf (ed.), *International Cooperation on WMD Nonproliferation* (2016), p. 147.
- (70) *2011 Report*, *supra* note (62), pp. 47-49, Annex XIII-XV.
- (71) *Ibid.*, p. 27, para. 136 (b) (c).
- (72) U.N. Doc. S/PV.6536 (16 May 2011), p. 7.
- (73) モスレンが参照するマスターソンの報告を参照。S. C-Maslen, “Armed Non-State Actors and ‘Nuclear Terrorism’”, G. Nystuen, S. C-Maslen and A. Bersagel (eds.), *Nuclear Weapons under International Law* (2014), p. 427.
- (74) P. Crail, “UN Bolsters WMD Nonproliferation Body”, *Arms Control Today*, Vol. 41, No. 4 (2011), p. 29.
- (75) *Programme of Work of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004) for the Period from 1 June 2011 to 31 May 2012*, U.N. Doc. S/2011/380 (22 June 2011), pp. 2-7.
- (76) たとえば、*2011 Review of the Implementation of Resolution 1540 (2004)*, U.N. Doc. S/2012/79 (6 February 2012), p. 4, paras. 11-12.
- (77) 1540 Committee, *National Implementation: 1540 Matrices*, at <<https://www.un.org/en/sc/1540/national-implementation/1540-matrices.shtml>> (as of 14 October 2020).
- (78) 1540 Committee, *Approved 1540 Matrix Template*, p. 1, at <[https://www.un.org/en/sc/1540/documents/Final%20Matrix%20Template%20\(E\).pdf](https://www.un.org/en/sc/1540/documents/Final%20Matrix%20Template%20(E).pdf)> (as of 14 October 2020).

- (79) *Review of the Implementation of Resolution 1540 (2004) for 2015*, U.N. Doc. S/2015/1052 (30 December 2015), p. 5, para. 4.
- (80) 1540 Committee, *National Submission of Japan*, p. 15, at <<https://www.un.org/en/sc/1540/documents/JapanReport29Jan2014.pdf>> (as of 14 October 2020).
- (81) 1540 Committee, *1540 Committee Matrix of Japan*, p. 22, at <<https://www.un.org/en/sc/1540/documents/Japan%20revised%20matrix.pdf>> (as of 14 October 2020). その理由は、日本の通過管理の国内実施法の対象国が北朝鮮に限定されていることにありと予測される。大下「前掲論文」注（6）86頁。
- (82) 1540 Committee, *ibid.* p. 1.
- (83) シリアの化学兵器問題については、阿部達也「シリアの化学兵器問題」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相（日本軍縮学会設立10周年記念）』（信山社、2019年）327-350頁；松山愛美「条約の無効原因としての『武力による威嚇』概念—2013年のシリアの事例を素材として—」早稲田大学アジア北米研究所編集部編『地域研究としてのアジア学』（DTP 出版、2020年）73-106頁。
- (84) Shirazyan, *supra* note (10), pp. 163-164.
- (85) たとえば、U.N. Doc. S/PV.7169 (7 May 2014), pp. 9, 12, 17, 41, 51, 54; UN. Doc. S/PV.7071 (27 November 2013), pp. 8, 16, 18, 22.
- (86) *Final Document on the 2016 Comprehensive Review of the Status of Implementation of Resolution 1540 (2004)*, U.N. Doc. S/2016/1038 (9 December 2016) (hereinafter, *2016 Comprehensive Review*), p. 10, para. 35.
- (87) U.N. Doc. S/PV.7758 (23 August 2016), pp. 3, 6-7, 20.
- (88) *2016 Comprehensive Review*, *supra* note (86), p. 10, para. 35.
- (89) たとえば、C. Dill and I. Stewart, “Defining Effective Strategic Trade Controls at the National Level”, *Strategic Trade Review*, Vol. 1, No. 1 (2015), p. 10.
- (90) 1540 Committee, *2016 Comprehensive Review of the Status of Implementation of Resolution 1540 Modalities Paper* (2015), p. 1, at <<https://www.un.org/en/sc/1540/documents/2016%20CR%20Modalities%20Paper.pdf>> (as of 14 October 2020).
- (91) *2016 Comprehensive Review*, *supra* note (86), pp. 6-8, paras. 17-24.
- (92) *Ibid.*, p. 11, para. 36.
- (93) *Ibid.*, pp. 23-24, paras. 101, 104.
- (94) *Ibid.*, p. 10, para. 35; U.N. Doc. S/PV.7758 (23 August 2016), p. 3.

- (95) *2016 Comprehensive Review*, *ibid.*, p. 12, para. 48.
- (96) *Ibid.*, p. 12, para. 46, p. 40, para. 198.
- (97) P. Crail, “Implementing UN Security Council Resolution 1540: A Risk-Based Approach”, *Nonproliferation Review*, Vol. 13, No. 2 (2006), pp. 361-368; 萬歳「前掲論文」注(45)21-22頁。
- (98) 具体的には、①WMD保有国、②関連資機材の開発・保有国、③積換・通過地点となる国、④金融サービスのハブ国、⑤どれにもあてはまらない国、という5種類があり(⑤以外は複数に該当する可能性がある)、それぞれの特有のリスクを減じるための国内法制の整備・執行が、決議1540第3項(d)上の義務履行の最低基準であると主張される。Dill and Stewart, *supra* note (89), pp. 11-15.
- (99) 規範内容の平等については、杉原高嶺『国際法学講義』(有斐閣、2008年)167頁。
- (100) 最新の活動状況については、*2019 Report*, *supra* note (31), pp. 2-30.
- (101) 安保理決議の解釈については、M. Wood, “The Interpretation of Security Council Resolution, Revisited”, *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 20 (2016), pp. 3-35.
- (102) 杉山晋輔「国連安保理決議の法的拘束力と国内的実施に関する一考察」島田・古谷編『前掲書』注(45)131-139頁。
- (103) 軍縮不拡散法分野における検証措置において規範の「解釈」と「明確化」を区別する見解として、E. Myjer, “The Organization for the Prohibition of Chemical Weapons: Moving Closer towards an International Arms Control Organization? A Quantum Leap in the Institutional Law of Arms Control”, E. Myjer (ed.), *Issues of Arms Control and the Chemical Weapons Convention: Obligations Inter se and Supervisory Mechanisms* (2001), p. 105.
- (104) *Programme of Work of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004) for the Period from 1 February 2017 to 31 January 2018*, U.N. Doc. S/2017/126 (10 February 2017), pp. 2-9.
- (105) 1540 Committee, *supra* note (78), p. 1.
- (106) *2016 Comprehensive Review*, *supra* note (86), p. 12, para. 46.
- (107) *Ibid.*, p. 12, para. 45.
- (108) *2019 Report*, *supra* note (31), p. 3, para. 7.
- (109) U.N. Doc. S/2020/847 (27 August 2020), p. 1.



- (110) 2021年総括の作業方針については、*2021 Comprehensive Review of the Status of Implementation of Resolution 1540 Modalities Paper*, pp. 1-4, at <<https://www.un.org/en/sc/1540/documents/2021%20CR%20Modalities%20Paper.pdf>> (as of 14 October 2020).
- (111) 佐藤「前掲論文」注(13) 135頁。
- (112) M. Asada, “Security Council Resolution 1540 to Combat WMD Terrorism: Effectiveness and Legitimacy in International Legislation”, *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 13, No. 3 (2009), p. 318.
- (113) 実力の要素が大きい活動を行う場合には大国中心に構成される安保理が利用され、納得による自発的協力が大切で実力の要素がそれほど重きをなさない活動の場合には、総会が利用されることが想定されている。高野『前掲書』注(18) 110頁。
- (114) 機関の任務遂行と組織構造との有機的連関を指摘するものとして、伊藤『前掲書』注(15) 29-44頁。両者の結びつき方を国連国際法委員会について分析したもののとして、萬歳寛之「国際法における法典化概念の特質—国連国際法委員会を中心として—」『駿河台法学』第18巻1号(2004年) 90-105頁。
- (115) 高野『前掲書』注(18) 556頁；C. Amerasinghe, *Principles of the Institutional Law of International Organizations* (2nd ed., 2005), pp. 137-138.
- (116) この見解については、U.N. Doc. S/PV.4950 (22 April 2004), p. 7.
- (117) 現在の安保理理事国の内訳は、アフリカから3か国、アジア・太平洋諸国から2か国、東欧から1か国、中南米カリブ諸国から2か国、西欧その他から2か国となっている。佐藤哲夫『国際組織法』（有斐閣、2005年）183頁。
- (118) 前原光雄「安全保障理事会の構成」田畑茂二郎編『国際連合の研究〔第2巻〕』（有斐閣、1956年）87頁。
- (119) 高野『前掲書』注(18) 557頁。
- (120) H. Schermers and N. Blokker, *International Institutional Law: Unity within Diversity* (5th Revised ed., 2011), pp. 224-225.
- (121) 高野『前掲書』注(18) 223頁。
- (122) たとえばインドは、安保理非理事国のなかでも輸出管理を含む関連分野の専門的知識を有している国々を1540委員会の構成国にすべきであると、決議1540の起草過程で主張していた。U.N. Doc. S/PV.4950 (22 April 2004), p. 24.
- (123) 起草過程における議論として、たとえば、*Ibid.*, p. 32.
- (124) *The UN Security Council and the Rule of Law: The Role of the Security*

- Council in Strengthening a Rules-based International System*, U.N. Doc. A/63/69-S/2008/27 (7 May 2008) (hereinafter, *Rule of Law Report*), p. 13.
- (125) U.N. Doc. S/PV.4950 (22 April 2004), pp. 16–17.
- (126) I. Khripunov, “A Work in Progress: UN Security Resolution 1540 After 10 Years”, *Arms Control Today*, Vol. 44, No. 4 (2014), p. 40.
- (127) *Report of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1540 (2004) on Recommendations for the Structure, Methods, Modalities, Expertise and Representation of the Committee and Group of Experts*, U.N. Doc. S/2011/819 (5 January 2012) (hereinafter, *Group of Experts Report*), p. 4, para. 18.
- (128) *Ibid.*, p. 5, paras. 20–21. 専門家グループの構成員については、1540 Committee, “Group of Experts”, at <<https://www.un.org/en/sc/1540/about-1540-committee/group-of-experts.shtml>> (as of 14 October 2020).
- (129) *Group of Experts Report, ibid.*, p. 5, para. 20.
- (130) Khripunov, *supra* note (126), p. 41.
- (131) 本稿と「解釈」の定義が異なるが、A. Viski, “UNSCR 1540: Implementation Trends”, D. Salisbury, and I. Stewart and A. Viski (eds.), *Preventing the Proliferation of WMDs: Measuring the Success of UN Security Council Resolution 1540* (2018), pp. 40–41.
- (132) U.N. Doc. S/AC.44/SR.29 (29 October 2009), pp. 2–3, paras. 1–16.
- (133) *2006 Report, supra* note (34), p. 6, para. 7.
- (134) *2011 Report, supra* note (62), p. 5, para. 9.
- (135) “Appendix C: Guidelines for Work of the 1540 Committee”, Bosch and Ham, *supra* note (20), pp. 236–237.
- (136) *Ibid.*, p. 237.
- (137) *Rule of Law Report, supra* note (124), p. 12, para. 34.
- (138) B. Simma, D-E. Khan, G. Nolte, A. Paulus and N. Wessendorf (eds.), *The Charter of the United Nations: A Commentary*, Vol. I (3rd ed., 2013), p. 1055.
- (139) *Ibid.*, p. 1054.
- (140) *Rule of Law Report, supra* note (124), p. 12, para. 35.
- (141) たとえば、U.N. Doc. S/PV.5168 (25 April 2005), p. 22.
- (142) U.N. Doc. S/AC.44/SR.28 (30 October 2009), p. 5, para. 27.

- (143) *Ibid.*, p. 6, para. 38.
- (144) U.N. Doc. S/PV.7837 (15 December 2016), p. 12.
- (145) *Ibid.*, pp. 65, 72.
- (146) R. Jennings and A. Watts (eds.), *Oppenheim's International Law*, Vol. I, Peace Parts 2 to 4 (9th ed., 1992), p. 1268.
- (147) 決議1540が国家の主権を著しく侵害する違法な決議であるとの主張は、学説上根強く残っている。D. Joyner, “The Security Council as a Legal Hegemon”, *Georgetown Journal of International Law*, Vol. 43, No. 2 (2012), pp. 227-238. しかし、国際実施が進展してきている現段階においては、立法過程のみを強調するのではなく、国際実施過程も含めた法的評価をすべきであろう。
- (148) 大下「前掲論文」注（6）83-86頁。
- (149) F. Morgenstern, *Legal Problems of International Organizations* (1986), pp. 123-124.
- (150) 適用環境の変化に対する抽象的な規範による対応については、小森光夫「国際法規の一般化における規範の正当化の構成と機能（2）—国際法規の一般化を規定する要因として—」『北大法学論集』第70巻4号（2019年）735-736頁。
- (151) たとえば、国連国際法委員会の「条約に対する留保の実行に関する指針」（2011年）や、法のプロセス化論を参照。笹倉秀夫『法思想史講義〈下〉絶対王政期から現代まで』（東京大学出版会、2007年）354-355頁。